



Title	菅原文時「北宮御四十九日願文」 注釈
Author(s)	小西, 洋子
Citation	詞林. 2023, 74, p. 13-41
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/93068
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

菅原文時「北宮御四十九日願文」 注釈

小西 洋子

凡例

一、本注釈は、解説、校訂本文、訓読、校訂箇所、語釈、通釈からなる。

一、底本は、『大日本史料』一編十冊を用いる。

一、漢字は、原則として通行の字体を用いる。

一、訓読は、歴史的仮名遣いによる。

一、脱字を想定し得る箇所を□で示した。

一、【解説】及び【語釈等】で使したテキストは以下に拠る。

・中国文献

史記・漢書・後漢書・隋書―二十四史（中華書局）

文選―『文選附考異』（藝文印書館）

白氏文集―『白氏文集歌詩索引』（同朋舎出版・一九八九年）

藝文類聚―上海古籍出版社

初学記―中華書局

論語・毛詩―『十三経注疏』（中華書局）

説文解字・水経注・初学記・拾遺記・列仙伝・玉台新詠

―景印文淵閣四庫全書（臺灣商務印書館）

全唐詩―中華書局

古詩類苑―中島敏夫編『古詩類苑』（汲古書院）

・日本文献

懷風藻・文華秀麗集・菅家文章―日本古典文学大系（岩波書店）

凌雲集―本間洋一編『凌雲集索引』（和泉書院・一九九一年）

性靈集―『定本弘法大師全集卷八』（密教文化研究所）

和漢朗詠集―新潮日本古典集成

田氏家集―『田氏家集注』（和泉書院）

本朝麗藻―群書類従

本朝文粹―新日本古典文学大系（岩波書店）

養老令―日本思想大系（岩波書店）

日本書紀―日本古典文学大系（岩波書店）

続日本紀・文徳天皇実録・三代実録・扶桑略記・新抄格勅符

抄・別聚符宣抄―新訂増補国史大系（吉川弘文館）

九暦―大日本古記録（東京大学史料編纂所編）

吏部王記―史料纂集（続群書類従完成会）

延喜式・西宮記・内裏式・神道大系（神道大系編纂会）

拾芥抄・二中歴―尊経閣善本影印集成（八木書店）

類聚名義抄―『類聚名義抄』（風間書房）

色葉字類抄—『色葉字類抄研究並びに索引』（風間書房）
・仏典関連

法華經—坂本幸男・岩本裕訳注『法華經』（岩波書店）

無量寿經—中村元ほか訳注『浄土三部經（上）無量寿經』（岩波書店）

涅槃經・摩訶摩耶經・觀無量寿仏經疏・法華文句・勝鬘經義疏・法苑珠林—大正新脩大藏經

一、【語釈】に引用する資料には出典名と巻名を明記した。但し、菅家文章及び白氏文集は頻出するので出典を省略し巻名を示した。

一、【語釈】で用いた作品番号・条文番号は以下のものによる。

白氏文集 花房英樹『白氏文集の批判的研究』『綜合作品表』
懷風藻・文華秀麗集・性靈集・菅家文章—日本古典文学大系（岩波書店）

本朝文粹—新日本古典文学大系（岩波書店）
田氏家集—『田氏家集注』（和泉書院）

養老令—日本思想大系（岩波書店）

一、【語釈】では、各句の解釈を示し、語意を踏まえた逐語訳は【通釈】に示した。

一、【通釈】では、全体を逐語的に訳し、脱字部分も想定した解釈を示した。ただし、文意を解きたい箇所は、語順等を改めている。（一）内は、【語釈】で示した解釈におおよそ該当する。なお、故人・神仏に対しては待遇表現をとまなつて通釈した。

一、引用文中、（一）内は割注を、……は省略を示す。

【解説】

I 康子内親王について

本願文の標題の「北宮」は康子内親王のことで、本願文は天曆十一年（九五八）七月、康子内親王の四十九日の法会に際して作成されたものである（以下、本願文を康子願文と称する場合もある）。

康子内親王（九一九～五七）は、醍醐天皇第十四皇女。母は藤原穩子。同母兄弟に保明親王・朱雀天皇・村上天皇がいる。延喜二十年（九二〇）十二月、内親王となり、承平三年（九三三）八月に三品に叙す（主に、『日本紀略』）。また、『日本紀略』天慶七年（九四四）九月十三日条に、「二品康子内親王奉賀中宮六十御筭」とあることから、天慶七年九月までには、二品となり、天慶九年（九四六）九月には、一品に叙されたとされる（主に、『貞信公記抄』・『西宮記』）。そして、『二代要記』に「康子内親王 天曆八年三月十八日准后」とあるように、天曆八年（九五四）三月に准三宮を賜る。ただし、同年六月、『西宮記』卷二（臨時二）論奏事に「天曆八年六月十九日、一品康子内親王、令下左中将朝成奏_中辞_中封戸年官年爵_上之表。同廿日、遣_上左近衛少将藤原国紀_中給_中勅答、不_中許_中所_上請之旨_上」、同・勅書事に「抑表勅答、差_中中使_中遣_中臣家、更不_中下_中中務。如此之事、未_中詳_中其趣_中（以_中近衛次将_中為_中使。或遣子孫。康子内親王、辞_中准三宮_中之時、以_中中納言兼明卿_中遣_中家。初勅答、或遣_中外衛佐_中云々）」とあるように、上表して准三宮を辞すも、許されなかった。なお、勅答を賜った後、辞すことは慣例である。その後、藤原師輔の室となり、後の仁和寺僧深覚を儲けるが、天曆十一年（九五七）六月六日、『日本紀略』に「一品康子内親王薨（醍醐

第十四皇女）。給_二賻物_一。件_レ薨。胞衣不_レ下之故也。於_二右大臣坊城第_一薨」とあるように、出産後に師輔の自邸である坊城第にて薨去した。

なお、本願文では、「蕙_□蘭儀之常、治粧於勝鬘之袖、花前月下之久、養艶於摩耶之窓（蕙_□蘭儀の常しきや、粧を勝鬘の袖に治し、花前月下の久しきや、艶を摩耶の窓に養ふ）」とあるように、康子内親王が出家したことを思わせるような表現があり、その後に、「長樂昔春綺羅哀来、永安故地風塵恩断」と、宮中を退去したと捉えるべき表現がある（『語釈』参照）。康子内親王が出家したという史実は確認できないが、願文の表現に即して解釈するならば、康子内親王は出家の後、宮中から退出したと捉えるべきだろう。『天鏡』や『中外抄』、『続古事談』には、師輔が内親王を宮中から自邸に退出させたと書かれており、これらに従うならば、退出先は自ずと坊城第となろう。その退出時期は明確ではないが、『吏部王記』（『花鳥余情』所引）天慶五年（九四二）正月十四日条に、「参_二康子内親王所_レ陪麗景殿、仍被_レ錦」と見え、天慶五年時点では、麗景殿に陪している。また、内親王は師輔の室となった後、歌合（坊城右大臣殿歌合）を主催している。坊城右大臣殿歌合の十卷本（尊経閣文庫蔵）のみに存する仮名日記には、「天曆十年八月十一日、坊城殿に北の宮おはしますに、月のいとおもしろきに、男方女方おまへの前栽を題にてよめる」（『平安朝歌合大成』・同朋社出版）とあり、薨去の前年、天曆十年（九五六）にはすでに、坊城第に遷居していたと見るのが穏当だろうか。康子内親王の出家が事実であったのか、また出家と坊城第への遷居の関わり等、検討の余地は多く残るが本注釈が史実を傍証する一助となれば幸いである。

II 菅原文時について

本願文の作者は、底本の標題に「文時作」とあることから、菅原文時と見てよいだろう。文時は、平安時代中期の儒者。昌泰二年（八九九）生まれ、菅原道真の孫で菅三品と呼ばれる。その官歴は、文時自身が「請_二殊蒙_一天裁_二依_二勤績及儒学_一叙_中從三位_上状」（本朝文粹卷六・152）及び「請_二特蒙_一天恩_二依_二当省并儒学_一被_上下叙從三位_上状」（同・153）に記している。これらに従うと、「右文時、延長之初、召候_二内御書所_一。承平之末、為_二文章得業生_一。天慶五年、对策及第。歷_二内記_一十余年、仕_二弁官_一九箇年。応和二年、叙_二四位_上。康保元年、任_二当職_一」（152）とあるように、延長の初めに内御書所に召され、承平の末に文章得業生となる。そして天慶五年（九四二）十四歳で对策及第し、内記を十余年・弁官を九年務めた。その後、康保元年（九六四）に式部大輔（式部権大輔）兼文章博士となる（『請_二特蒙_一天恩_二依_二当省并儒学_一被_上下叙從三位_上状』（153）・藤原敦光「申_二参議中弁_一状」（大治六年正月四日・本朝統文粹卷六）。そして、天元三年（九八〇）に「請_二特蒙_一天恩_二依_二当省并儒学_一被_上下叙從三位_上状」（153）にて從三位を請うも、一年見送られ、天元四年（九八一）正月に從三位に叙せられた（公卿補任）。その翌年没。

本願文執筆時の文時の官職について考証しておきたい。天慶六年（九四三）までには少内記になっていることが、『政事要略』卷三十・年中行事・天慶六年五月二十七日条の「但少内記菅原文時去廿五日奉_二上卿仰_一已了」より分かる。また、天曆三年（九四九）までには、大内記になっていることが、「応_レ令_二權左少弁藤原雅量等八人_一実_二録大藏一本御書_一事」（別聚符宣抄・天曆三年二月十五日・宣

旨」に「大内記従五位下菅原朝臣文時」とあることから窺える。さらに、天曆八年（九五四）十月には、左少弁になっていることが、(1)『二中歴』第二儒職歴・儒者弁の「菅文時 天曆八十 右少 左少」から分かる。この後、(2)『二中歴』第二儒職歴・文章博士に「菅文時 天徳元六 従五位上」とある。なお、天曆十一年は、十月に天徳に改元しているので、九五七年六月に、従五位上で文章博士になっていることになる。しかし、文時の「意見封事三箇条」本朝文粹卷二・68の署名には、「天曆十一年十二月二十七日 従五位上守右少弁臣菅原朝臣文時上」とあり、『二中歴』の年月及び官職と矛盾する。ただし、「意見封事三箇条」は偽作であり、その場合は、意図的に署名の日付や官職を変えて記されることが長瀬由美氏によって証明された。従って、本願文作成時の官職は、『二中歴』に拠って解するべきだろう。つまり、本願文が作成された天曆十一年七月時点の文時の官位及び官職は、まず(2)『二中歴』より、従五位上で文章博士であると考えられる。そして、おそらく文章博士は兼官である。兼官については(1)『二中歴』及び「請下殊蒙_下天裁_上依_上勤績及儒勞_上叙_中従三位上_上状」(152)の「仕弁官九箇年」から、天曆八年に左少弁となり、九年間弁官であったと考えられるので、天曆十一年時点では左少弁であったか。つまりは、本願文執筆時点の文時は、従五位上の左少弁兼文章博士であったと推察される。

Ⅲ 本願文について

1. 底本について

本願文は、彰考館文庫蔵『願文集』の第七冊に所収されている。本書は、東京大学史料編纂所に本史料の謄写本があるが、彰考館文

庫の閲覧・使用許可がかなわなかったため、本注釈では『大日本史料』を底本とした。

2. 署名の日付について

本願文の署名の日付には、天曆十一年七月廿三日とあるが、『九歴』によると、七月二十二日条に、「一品四十九日御法事々、〔有儀〕、同月二十四日条に「依_上四十九日正日法事_上々」とあり、四十九日の法会の儀式が行われたのは、二十二日であることが窺える。そうすると、署名の日付と矛盾し、「二」と「三」の誤写などが想定される。

3. 施主（願主）と依頼機関について

願文は、願主が儒者に依頼して作成される。本願文の願主は、署名に「別当大納言」とあり、その右傍に「源高明」とあることから、源高明が願主と考えられる。ただし、願文は、皇族（上皇、親王・内親王、三后、春宮）が故人の場合、家政機関が依頼し、その長官が署名する。従って、本願文の場合は、内親王家が依頼し、その内親王家の別当（長官）である源高明が署名したことになる。願文は通常、作者が願主の立場となり、願主の心境を代筆する形式で書かれる。個人が依頼した願文では、署名した人物が願主となり、願文の中で願主の自称である「弟子」が記され、願主個人が強く反映される。ただし、皇族が故人の場合は、組織が依頼するため、「弟子」という自称はなく、署名を記した長官個人が表出されることはない。従ってこの場合は、署名した人物を願主と称すより、法会を主催した責任者という意味で施主と称す方がふさわしいだろう。つまり本願文は、内親王家が依頼した願文で、その施主は内親王家の長官で

ある源高明が務めた、というべきだろう。源高明が康子内親家の別当を務めたことを傍証する史料はないものの、内親王家別当は納言が務めることが多いので、当時大納言であった源高明が内親王家別当を務めたと解してよいだろう。⁴

4. 本願文の構成と句の解釈について

本願文は、「方今」を境にして、康子内親王の生涯が述べられた前半と法会の功德を讃歎する後半に分けることができる。そして前半部は、発句（文章の発端に用いるもの）や傍句（接続詞のような機能のもの）といわれる「自從」「於是」「豈図」「嗚呼」によって、さらにその内容を以下のように読み分けられる。冒頭の「右長公主殿下」以下は、康子内親王の皇統を称え、仏門に心を寄せたこと、「自從」以下は、康子内親王が宮中を去ったこと、「於是」以下は、臣下が内親王の恩沢を頼りにしていることが述べられる。そして「豈図」以下で、内親王の薨去が記され、「嗚呼」以下では、その死が悲嘆される。これらの前半を承けて、「方今」が置かれ、四十九日の法会が行われることを記し、以下、その法会の莊嚴が称えられる、という構成である。

なお、注目すべき点は、菅原道真「為」源大夫閣下「先妣伴氏周忌法会願文」（菅家文章卷一一・637、以下、源大夫先妣願文と称す）との関わりである。源大夫先妣願文は、源能有が母伴氏のために周忌法会を修した際に作成された願文である。能有は、文徳天皇の皇子であり、源氏を賜姓している。つまり、両願文は皇族関係の女性のために書かれた願文という点において共通しているといえる。

そして、右に述べた康子願文の「自從」「於是」「豈図」は、その順序ともに、源大夫先妣願文と一致している。源大夫先妣願文

には、これらの共通点に加えて、摩耶夫人と勝鬘夫人の対も用いられており（【語釈】各項参照）、これらの点に両願文の直接的な関係を窺える。特に、発句（傍句）は、康子願文の句の解釈と密接に関わっている。というのも、「長樂昔春綺羅哀來、永安故地風塵恩斷」（長樂昔春の綺羅哀しみ來たりて、永安故地の風塵恩断えし）は、語句の発句を見ると、康子内親王の死去をいう表現にも捉えられる。しかし、発句を踏まえると康子内親王の死は、「豈図」以降の「大夢早驚、出華殿之深遽、長暮無曉、隔松壇之蕭条（大夢早く驚き、華殿の深遽を出で、長暮曉無く、松壇の蕭条に隔たり）」で述べられていると見るべきだろう。そうすると、「長樂昔春……風塵恩斷」は、前句の「蕙蘭儀の常しきや、粧を勝鬘の袖に治し、花前月下の久しきや、艶を摩耶の窓に養ふ」を承けており、内親王が出家によつて宮中を退出したこと（「I 康子内親王について」参照）を悲歎する表現と解せられる。このように、本句の解釈は難解であるが、本注釈では発句を踏まえた解釈を示した（【語釈】参照）。発句の用い方をはじめとした源大夫先妣願文との関わりについては、今後、別稿にて詳細に検討したい。

5. 今後の課題——本願文の位置づけについて

本願文は、内親王家という家政機関が依頼した願文という点に特徴がある。「3. 施主（願主）と依頼機関について」においても述べたように、故人が皇族の場合、家政機関が依頼する。もともと平安中期頃になると、追善願文は故人の身分によつてその型（構成項目）が定型化される。ただ、平安期の願文で、故人が内親王の願文は伝存するものが少なく、現時点では本願文の他に、大江朝綱「勤子内親王願文」（大日本史料一一七、以下勤子願文）、慶滋保胤「為」

二品長公主「四十九日願文」(本朝文粹卷一四・419、以下尊子願文)しか見出せていない。勤子願文は醍醐天皇皇女勤子内親王、尊子願文は冷泉天皇皇女尊子内親王のために書かれた願文である。ただし、勤子願文は、内親王の夫藤原師輔が個人的依頼したもので、内親王家が依頼したものではない。従って、平安期の願文で内親王家の依頼した願文は、本願文と尊子願文の二首のみで、現在注釈が施されているのは、尊子願文のみである。例えば、上皇のために書かれた願文は、『本朝文粹』に多く所収されているが、これらは、おおよそ同様の型を見出せる。しかし、本願文と尊子願文を比較した場合、明らかに共通するような型があるとは言いがたい。ただ、語句のレベルでは、故人の成仏を祈願する箇所において、「西方淨刹之風、從茲吹動、一乘妙理之花、自然開敷。願以此功德、奉資長公主、弘秋霧於五障之閭、飛曉月於三覺之道。」(本願文)―「若住暫含之花色、常樂風吹、忽令開敷。若有未明之月輪、余習雲散、永令圓滿。」(尊子願文)というように、悟りの世界の風が詠まれることや悟りを月に喩えるといった点は共通する表現といえる。先述した源大夫先妣願文や尊子願文との比較を通じて、本願文の系譜を明らかにしていくことが今後の課題といえる。多くの課題が残るが、本注釈では、まずは本願文の内容を読み解くことに重点を置いた。批正を請う。

【注】

(1) 「北宮」が康子内親王であることは、杉崎重遠「北宮考」『王朝歌人伝の研究』(新典社・一九八六)に詳しい。また、『公忠集全釈』(風間書房・二〇〇六年)においても、八首歌「ゆきやらで……」の詞書「このみや」

を巡って「北の宮」に関する論考が整理されている(八一―八二頁)。

(2) 長瀬由美「菅原文時「封事三箇条」について―『源氏物語』以前のひとの文学」『源氏物語の礎』(青簡舎・二〇一二年)に拠る。

(3) 本項目に記した文時の官歴に関しては、真壁俊信「菅原文時伝」『天神信仰史の研究』(続群書類従完成会・一九九四年)にて考証されている。

(4) 本項目で述べたことは、拙稿「追善願文の書式と願主―『本朝文粹』所収「花山院卅九日御願文」と「二品長公主卅九日願文」を巡って―」『和漢比較文学』六八・二〇一三・一二)にて論じている。

(5) 『作文大体』(群書類従本の「筆大体」の呼称による。『作文大体』では、対句を為さずに独立的に用いる語を「発句」・「漫句」・「送句」・「傍句」に分類し、「傍句」については、「相似発句」とあり、明確に区別し難い。山本真吾「平安朝漢詩文の文体と語彙」(第二部第二章「表白の文体」・勉誠出版・二〇一七年)、渡辺秀夫「唐文化の受容と国風文化の創出―唐伝来の賦格「賦譜」からみた平安朝漢詩《句題詩》の生成―」『萬葉集研究第四十一集』(塙書房・二〇一二年)参照。また、渡辺論文は、文章を構成する要素・句について、『作文大体』と賦の文章構成を唐代の試賦の指南書である『賦譜』の關係に言及しながら、賦の文章構成について論じている。発句を基準として願文の構成を捉えていくことにも通ずる指摘であろう。

(6) 尊子願文の注釈は柿村重松「本朝文粹註釈」(富山房・一九六八年)、後藤昭雄「本朝文粹抄二」(勉誠出版・二〇〇九年)井上辰雄「慶滋保胤」(井上辰雄先生を偲ぶ会・二〇一六年)などがある。

(7) 当該表現に関しては、拙稿「二品長公主四十九日願文考」―『往生要集』の利用―『和漢比較文学』六四・二〇一〇・一二)にて考察している。

【校訂本文】

北宮御四十九日願文 文時作

右、

長公主殿下、

瑤水分派、

瓊林連枝。

蕙□蘭儀之常、治粧於勝鬘之袖、

花前月下之久、養艷於摩耶之窓。

自從、

長榮昔春綺羅哀來、

永安故地風塵恩斷、

失時之臣、只慰腸於沁水之曲、

戀古之妾、□寄身於常山之阿。

於是、

年給之准三宮也、遺老潛待雨露之次、

別封之余千戸也、旧仕併飽湯沐之余。

豈図、

大夢早驚、出華殿之深邃、

長暮無曉、隔松壠之蕭条。

嗚呼、

鳳台雲散之初、空遺金卵。

仙圃風悲之後、永絕玉音。

方今、

平陽第裏、屑心之悼未休、

中陰期終、課果之計欲獻。

是以、

銷白銀而化為尊像、

研黃金而現彼真文。

尋法性之道場、

翹精誠而供養。

花雨四種、寧非紫蓋之盛□哉。

香煙百和、皆是珠奩之旧藏也。

千比丘之□衆、合掌帰依、

百羅漢之禪徒、同音称讃。

西方淨刹之風、從茲吹動、

一乘妙理之花、自然開敷。

願以此功德、

奉資長公主。

弘秋霧於五障之関、

飛曉月於三覺之道。

悉導衆生之無辺、

同證涅槃之□□。

敬白。

天曆十一年七月廿三日 別当大納言（源高明）

【訓読文】

右、

長公主殿下、

瑤水派を分け、

瓊林枝に連ぬ。

蕙□蘭儀の常しきや、粧よそぎを勝鬘の袖に治し、

花前月下の久しきや、艷よそぎを摩耶の窓に養ふ。

長樂昔春の綺羅哀しみ来たりて、
 永安故地の風塵恩断えしより、
 失時の臣、只だ腸を沁水の曲に慰め、
 恋古の妾、□ 身を常山の阿に寄す。
 是に於いて、
 年給の三宮に准ふる也、遺老潜かに雨露の次を待ち、
 別封の千戸に余せむ也、旧仕併しながら湯沐の余に飽く。
 豈に図らむや、
 大夢早く驚き、華殿の深遽を出で、
 長暮曉無く、松壇の蕭条に隔つ。
 嗚呼、
 鳳台雲散する初め、空しく金卵を遺す。
 仙圃風悲しむ後、永に玉音を絶つ。
 方に今、
 平陽の第裏、心を屑く悼未だ休まずも、
 中陰の期終、果を課する計を献ぜむ。
 是を以て、
 白銀を銷きて尊像と化為し、
 黄金を研ぎて彼の真文を現す。
 法性の道場を尋ね、
 精誠を翹げて供養す。
 花雨の四種、寧ろ紫蓋の盛□に非ざらむか。
 香煙の百和、皆是珠璣の旧蔵也。
 千比丘の□衆、掌を合はせて帰依し、
 百羅漢の禪徒、音を同じくして称讃す。
 西方淨刹の風、茲より吹き動き、

一乗妙理の花、自然から開き敷く。
 願くは此の功德を以て、
 長公主を資け奉らむ。
 秋霧を五障の関に払ひ、
 曉月を三覺の道に飛ばさむ。
 悉く衆生を無辺に導き、
 同しく涅槃の□□に證さむ。
 敬ひて白す。

天曆十一年七月廿三日 別当大納言（高田）

【校訂箇所】

- | | | | | | |
|---|---------|---|---------|---|---------|
| 1 | 沁—心（底本） | 2 | 出—於（底本） | 3 | 卵—卯（底本） |
| 4 | 千—七（底本） | 5 | 長—先（底本） | 6 | 導—辱（底本） |
- ※すべて意により改めた（語釈）各項参照

【語釈】

右―以前、と同じ意味。一箇条を受ける時は「右」、二箇条以上を受ける場合は「以前」と定まっていた（公式令）が、後に「以前」は用いられなくなった（佐藤進「古文書学入門」（法政大学出版局・二〇〇三年・70頁）参照）。家政機関の依頼した願文では、冒頭に、供養経像が列挙され、それを承けて「右」や「以前」が置かれる。一例を示しておくこと次の通り。

大江朝綱「朱雀院周忌御願文」（本朝文粹卷一四・414）

奉_レ造金色阿弥陀仏像一体。

奉_レ写金字妙法蓮華經一部八卷、無量義經、普賢、阿弥陀、般若心等經各一卷。

已上中宮所_下令_二造写_一給_上者也。

奉_レ造金色千手觀世音菩薩像一体、正觀音像一体、普賢文殊像各一体。

奉写墨字一切經五千三百六十二卷。

已上院司所_レ令_二勤奉_一。

右、奉_二皇太后宮令旨_一云、太上法皇周忌御齋、造仏写經、大略若斯。

また、『本朝文粹』卷一四所収の「円融院四十九日御願文」は、身延山久遠寺藏本では、冒頭に記される仏像や經典が省略され、「在仏經」と記されている。この例及び右の書式を踏まえると、本願文も「右」の前に、供養されたはずの仏像や經典が記されていたことが推測されるだろう。

長公主―天子の姉妹。康子内親王は、朱雀天皇・村上天皇の同母姉。

例えば、『後漢書』卷十下・皇后紀第十下に「漢制、皇女皆封_二県公主_一、儀服同_二列侯_一。其尊崇者、加_二号長公主_一、儀服同_二蕃王_一」と見え、李賢注は「蔡邕曰、帝女曰_二公主_一、姉妹曰_二長公主_一」と蔡邕の説を引く。また、『本朝文粹』（卷一四）所収の慶滋保胤「為_二二品長公主_一四十九願文」は、花山天皇の同母姉尊子内親王のために、作成された願文であるが、身延山久遠寺藏本の標題の「長公主」の左傍にも「帝王姉妹曰長公主」とあり、本文でも「二品長公主、今年五月、忽以入滅矣」と、尊子内親王を「長公主」と称している。

殿下―三后（太皇太后・皇太后・皇后）・皇太子などの敬称。

「儀制令」第十八・3に、「凡皇后皇太子以下、率土之内、於_二天皇太上天皇_一上表、同称_二臣妾名_一。皇后皇太子、於_二太皇太后皇太后_一、率土之内、於_二三后皇太子_一上啓、称_二殿下_一。自称皆臣妾」と、三后及び皇太子に上啓する際は、三后及び皇太子を殿下と称し、自らを臣妾と称することが規定されている。また、道真「為_二諸公主_一奉_レ為_二中宮_一修_二功德_一願文」（卷一一・664）にも「中宮殿下、毎年臘月、剋_二三日夜_一、読_レ經礼_レ仏」とある。

瑤水分派―康子内親王が天皇の血縁を分けていること。

「瑤水」は、瑤池。崑崙山にある西王母の住む池の名。こゝは、内親王の皇統を敬った語。王融「三月三日曲水詩序」（文選卷四六）に「至_下如_二夏后両龍_一、載驅_二瑤台之上_一、穆滿八駿、如_レ舞_二瑤水之陰_一、亦有_レ饗云、固不_下与_二三万民_一共_上也」とある。李善注には、「穆天子伝曰、天子北升_二太山之上_一、以望_二四野_一。乙丑、天子觴_二西王母於瑤池之上_一」とあり、『穆天子伝』を引き、瑤池に西王母がいると

いう記述が見える。また、白居易「玉真張觀主下小女冠阿容」（卷一九・1281）に「綽約小天仙、生来十六年。姑山半峰雪、瑤水一枝蓮」とある。日本では、紀麻呂「五言。春日、応詔、一首」（懷風藻14）に「崑山珠玉盛、瑤水花藻陳。階梅闌素蝶、塘柳掃芳塵。天德三堯舜、皇恩霑萬民」と、御苑の池を喩えた例がある。

「分派」は、皇族の血を分けていること。原義は、水脈が分かれることで、『水経注』卷九・清水の「清水出河内修武界之北黒山」の注に引く『典略』に、「次北有荀泉一水入焉。水出三山陽界故修武城西南、同源分派、裂為二水」とある。

瓊林連枝―康子内親王が天皇の姉妹であること。内親王は、朱雀天皇、村上天皇の同母姉。

「瓊林」は、美しい林の意で、皇族の尊称。劉禹錫「和樂天洛下雪中、宴集寄汴州李尚書」に「遥想兔園今日会、瓊林滿眼映三旂」^二とある。

「連枝」は、兄弟、姉妹のこと。蘇武「詩四首五言」（文選卷二九／藝文類聚卷二九・人部一三・別上）に「四海皆兄弟、誰為行路人、況我連枝樹、與子同一身」とある。空海の願文にも、「為弟子僧真体、設亡妹々々齋、并奉入伝燈料田願文」（性靈集卷八・70）に「真体等、悲連枝之半枯、痛同氣之一休。涙并朝露泣法心將晨霜消竭」と願主真体の亡妹をいう例が見える。

蕙―蘭儀之常……養艷於摩耶之窓―康子内親王が出家したと捉えられる表現であるが、そのような史実は確認できないため、ここでは、仏道に心を寄せたと解す。

「蘭儀」は、蘭のように美しい容儀。謝莊「宋孝武宣貴妃詠」（文

選卷五七／藝文類聚卷一一五・后妃）に「玄丘煙因燭、瑤台降芬。高唐漂雨、巫山鬱雲。誕發蘭儀、光啓玉度」とある。なお、大江朝綱「為左大臣息女女御修四十九日願文」（本朝文粹卷一四・420）に、「養在深窓、外人不^レ識。蕙心春淺、未^レ及二八之齡、蘭質秋深、初備三千之列」とあり、「蕙心」と「蘭質」の対が見える。「蕙」の脱字部分を想定し得る例である。

「治粧」は、装いを整えること。江洪「詠美人治粧」（玉台新詠卷十・詩七首・其四）に「大根画眉長、猶言顏色淺」とある。「勝鬘」は、勝鬘夫人。舍衛國の波斯匿王の娘。阿踰闍國の友称王の妃となり、三従の礼（親と夫と子に従うこと）に努め、釈迦とともに大乘仏教の道を広めた。「勝鬘經」は、この勝鬘夫人が釈迦の威神力を受けて説いたもので、「勝鬘經義疏」序に、「夫勝鬘者、本是不可思議。何知、如來分身、或是法雲大士。但、遠照阿踰闍之機宜、以女質為化。所以初則生於舍衛國王、尽孝養之道、中則為阿踰闍友称夫人、顯三従之礼、終則影響釈迦共弘摩訶衍之道」とある。

また、本句は、「勝鬘之袖」と「摩耶之窓」とある。故人を勝鬘夫人と摩耶夫人になぞらえる例は、道真の源大夫先妣願文にも、「但有慈親独駐、愛護無量。収染竹之余淚、以扶持、続食茶之斷腸、而撫育。掩以摩耶之双袖、知有二天、降以勝鬘之重儀、一覺同月子」と見える（解説参照）。

「花前月下」は、咲き誇る花の前と月影に照らされること。康子内親王の華やかな美しさを形容した表現。花の前や月の光のもとに照らされた華やかな様子は、白居易「早春憶蘇州寄夢得」（卷六四・3109／和漢朗詠集卷下・刺史）に、「士女笙歌宜月下、使君金紫称花前」とある。また、同様の語句自体は、道真「書懷贈

故人」（卷三・225）に「在_レ遠相思一故人、花前月下海辺春」と見える。

「養艶」は、麗しさをはぐくむこと。白居易「和_下夢得洛中早春見_レ贈_二七韻_一」（卷六九・3519）に「開_レ遲花養_レ艶、語_レ懶鶯含_レ思」とある他、『和漢朗詠集』（卷下・恋）にも「聞_レ得園中花養_レ艶 請君許折_二一枝春_一」と、花が艶やかさを育むことに用いられている。

「摩耶」は、釈迦の生母である摩耶夫人。前四八三年頃没。浄飯王の王妃で、釈迦を生んだ七日目に没し、切利天に生まれたと伝えられる。摩耶夫人の説話は多くあり、当時いずれの説話が流布していたのかは、特定し難いが、釈迦を生んで七日目に没し、切利天に生まれたことは、『法苑珠林』卷九・養育部第二に、「依_レ仏本行經云、爾時太子既誕生適滿_二七日_一、其太子母摩耶夫人遂便命終。或有_レ師言、摩耶夫人寿命算數唯在_二七日_一。是故命終。雖_レ然但往昔常有_二是法_一。

其菩薩生滿_二七日_一已、而菩薩母皆取命終。何以故、以_二諸菩薩幼年出家。母見_二是事_一、其心碎裂即便命終。又薩婆多師云、母見_二生子身体端正希奇之事、歡喜不勝即便命終。命終之後、即便往_二生切利天上_一」と記されている。また、『涅槃經』卷第二九・如來性品第四の一には、「然我久已不須是衣、衆人皆謂_二羅睺羅者、是我之子。輪頭檀王是我之父、摩耶夫人是我之母、处在_二世間_一受_二諸快樂_一、離如是事出家學道」と、夫人が釈迦の母であることが述べられている。また、『摩訶摩耶經』卷下は、「仏告_二阿難、我於_二昔日切利天上_一為_レ母說法。及摩訶摩耶夫人自有_レ所_レ說。今復在_二此母子相見_一。汝可_レ為_二後世諸衆生輩_一、次第演_中說此經_上。名曰摩訶摩耶經。亦名_二仏昇切利天為母說法經_一、又名_二仏臨涅槃母子相見經_一」とあるように、釈迦が切利天に昇り、夫人に說法したことが記されたものとして著名な経典である。願文では、道真の源大夫先妣願文に見えた（勝鬘）

項参照）。この他、大江朝綱「朱雀院周忌御願文」（本朝文粹卷一四・414）には、「昔_レ釈迦善逝、為_レ報_二摩耶之恩_一、昇_二切利天而說法_一。今_レ国母宝宮、為_レ飾_二上皇之德_一、留_二閭浮_一而設_二齋_一」とあり、釈迦が切利天に昇って夫人に說法をした説話を用い、朱雀天皇の一周忌の法会を執り行った生母藤原穩子を摩耶夫人になぞらえた例が見える。

自從……から。時間や場所の起点を示す。

源大夫先妣願文に「自_下從綸言不_レ予、脱屣_二煩王之郷_一、警蹕如_レ休、廻中興真際之境、爰知、上帝不_レ祐、同作_二遺孤_一」とある（【解説】参照）。中国では、例えば、李陵「答蘇武書」（文選卷四一／藝文類聚卷三十・人部一四）に「自_二從初降_一、以至_二今日_一、身之窮困、独坐愁苦」と見える。

長樂昔春綺羅哀来―内親王が宮中から遷居したこと（【解説】参照）。

「長樂」は、長樂門のことで宮中を表す。長樂門は、平安宮内裏内郭門の南面の門。正門の承明門をはさんで永安門と相對する東の掖門。「内裏式」中・七月八日相撲式に、「此日辰四点、御_二紫宸殿_一、衛仗服_二当色_一、御座饌并群臣座饌等、預_二弁備如_レ常_一、事在_二所司式_一、先_レ是近衛次将令_レ開_二長樂・永安兩門_一、使_二所司鋪_二設之_一」と見え、「拾芥抄」中・宮城部に「長樂門 謂_二之左廂門_一、承明東」とある。

「昔春」は、いにしへの春。梁の元帝「春日詩」（藝文類聚卷三・歲時上・春）に「独念_二春花落_一、還似_二昔春時_一」と見える。

「綺羅」は、あやぎぬとうすぎぬのことで、女性の美しい着物のこと。ここは、康子内親王が陪していた頃の宮中の華やかさという。江淹「恨賦」（文選卷一六）には、「綺羅畢兮池館尽、琴瑟滅兮丘壘

平。自古皆有死、莫^レ不^レ飲恨而吞^レ声」と、絹の美しい服を着た人々も死に絶え、その宮館の池も消え去ってしまったと、昔の華やかな日々が惜しまれていく。日本では、道真「早春、侍宴仁寿殿、同賦^レ認^レ春、応製^レ」(卷二・77)に「和風附^レ外排^レ山水、暖氣留^レ中^レ属^レ綺羅」。鳥語還嫌^レ黄在^レ舌、華容不^レ放^レ錦成^レ窠」と見え、内宴の女楽を奏進する宮女を表している。なお、願文では、生前の女性の美しさや若さを形容する語としてよく用いられる語で、道真的源大夫先妣願文にも、「於是、涓塵難^レ報、思^レ桃李之長春、氷炭在^レ懷庶^レ綺羅之不^レ故」とある。

永安故地風塵恩斷——内親王が宮中から去り、その恩沢が断えたという。これと類似する表現は、大江朝綱「村上天皇母后四十九日御願文」(本朝文粹卷一四・418)に見え、「銀燭金沙、先朝之旧賜、非^レ可^レ驚^レ眼、鶴綾風錦、故園之浮埃、誰敢留^レ心」と、村上天皇の生母穩子が生前に居た宮中のゆかりの庭に埃が積もったとある。

「永安」は、永安門。前句の「長楽」の対。永安門は、平安宮内裏内郭十二門の一つで、南面の承明門の西方、回廊に開く掖門。東方の長楽門に対応する。『続日本後紀』卷三・承和元年正月二十三日条に、「於^レ永安門裏西掖廊前、新作^レ棚。備^レ于御射。紫宸殿西南端廊被^レ徹毀。以^レ礙^レ箭道也」と見え、「拾芥抄」中に「永安門已上南面、謂^レ之右廂門、承明西」とある。

「故地」は、縁故のあつた土地。中国の例では、『漢書』卷四三・酈陸朱劉叔孫伝に「陛下、入^レ關而都^レ之、山東雖^レ乱、秦故地可^レ全而有^レ也。夫与^レ人闘、不^レ搃^レ其^レ亢、拊^レ其^レ背、未^レ能^レ全^レ勝」のように、もとの領地という意で用いられることが多い。

「風塵」は、風と塵。庾信「送^レ吳法師^レ葬詩」(初学記卷一四・

礼部下)に「送客風塵擁、寒郊霜露濃。性靈如^レ不^レ滅、神理定何從」とある。日本では、石上乙麻呂「贈^レ旧識」に「万里風塵別、三冬蘭蕙衰」(懷風藻・117)と見える。

「恩斷」は、主君の恩沢が絶えること。劉媛「長門怨」に「雨滴梧桐秋夜長、愁心和^レ雨到^レ昭陽。淚痕不^レ學^レ君恩斷、拭^レ却^レ千行^レ更^レ万行」とある他、白居易「後宮詞」(卷一八・1208)では、「淚尽^レ羅巾^レ夢不^レ成、夜深前殿按^レ歌声。紅顏未^レ老恩先斷、斜倚^レ薰籠^レ坐^レ到^レ明」と、君王の寵愛を失ったことに用いられている。

失時之臣、只慰腸於沁水之曲——内親王をたよりにすること。前句(長楽昔春……故地風塵恩斷)の、主君である内親王が宮中を去ったことを承けた句。

「失時」は、時勢を失うこと、好機を逸すること。つまり降格されるなどで不遇な状況になること。『論語』陽貨に「好^レ從^レ事而亟^レ失^レ時、可^レ謂^レ知^レ乎」とある。また、白居易は科擧の模擬問題と模擬解答を作成しており、「得^レ乙與^レ丁俱^レ拔^レ萃、乙則趨^レ時以求^レ名、丁則勤^レ學以待^レ命、互有^レ相^レ非。未^レ知^レ孰^レ是」(卷四九・2095)という判題がある。乙と丁はともに拔擧科の試験を受けたが、乙は時勢を追って名声を求め、丁は学問に勤めて互いに非難し合った、どちらが正しいかという意。この解答文には、「立^レ己徇^レ名、則由^レ進取、修^レ身俟^レ命、寧在^レ躁求。智乎雖^レ不^レ時^レ失、仁者豈宜^レ棄^レ本。属^レ科懸^レ拔^レ萃、才選^レ出^レ群」(『那波本・白氏文集』・勉強出版)とあり、名声を求めることが時勢を失わないことであると述べられている。また日本では、『凌雲集』序文に、「臣今所^レ集、掩^レ其^レ瑕疵、舉^レ其^レ警奇。以表^レ一篇^レ盡^レ善之未^レ易。得^レ道不^レ居^レ上、失^レ時不^レ降^レ下、無^レ言^レ存^レ亡。一依^レ爵次、至^レ若^レ御製令製」と、道を得て

昇進することはないけども、時勢を逃して降格されることはない」とある。道真「首夏聞鶯」（巻四・252）にも「似_レ移_レ愛妾人前哭、同_レ失_レ時臣意外歌。鳥若逢_レ春底_レ滑語、臣愚妾老欲_レ如何」とある。「臣」は、男性の臣下。「儀制令」第十八・3に、「凡皇后皇太子以下、率土之内、於_二天皇太上_一天皇_一上表、同称_二臣妾名_一」と見えた（「殿下」項参照）。組織が依頼する願文では、願主個人を表す「弟子」の代わりに、「臣」や「妾」（次項参照）が用いられる（「解説」参照）。大江朝綱「朱雀院周忌御願文」（本朝文粹巻一四・414）に「臣奉令旨、令修如件。敬白」と、臣下が令旨を承ったという文言で結ぶ場合もある。また、菅原輔正「円融院四十九日御願文」（本朝文粹巻一四・415）にも、「従_二少齡之日_一、及_二大位之年_一、莫_レ不下_二臣妾感_二其恩_一、華夷歸_二其德_一……留而銷_二魂者_一、皆是緇門之遺弟、仰而恋_二恩者_一、寧非_二丹墀之旧臣_一」と見える。

「慰腸」は、心を慰めることであるが、ここではたよりにするの意。心を慰めるという意では、陳少女「寄夫」に「自_二君上河梁_一、蓬首臥_二蘭房_一。安得_二一樽酒_一、慰_二妾九迴腸_一」（古詩類苑巻五四）とある。「九迴腸」は、腸が九廻して断ち切れるほどの強い悲しみ。日本では、島田忠臣「和_二野秀才秋夜即事見_一寄新詩」に「珍重馮_二三益_一、從_二今慰_二九腸_一」（田氏家集巻中・117）と見える。また、道真「為_二清和女御源氏外祖母多治氏七七日追福願文_一」（巻二・660）は、清和上皇の女御源氏が外祖母多治氏の四十九日を修した際の願文であるが、そこに、「弟子、昔日新生、依託_二祖母之後_一、祖母今年微病、未_レ抛_二弟子之前_一、雖_レ災_二聖靈於登霞_一、雖_レ痛_二先妣於逝水_一、憑_二祖母之摩頂_一、慰_二弟子之斷腸_一。我今無_レ所依、我今無_レ所託」とある。亡母を喪い、はらわたを断つほどの悲しみを祖母の寵愛により癒やめられたが、その祖母も亡くなり今は拠り所がないという痛切な思

いが述べられている。

「沁水」は、底本では「心水」に作る。「心水」は、仏語。心を水に喩えたもので、空海「即身成仏義」に「加持者表_二如来大悲与_二衆生信心_一。仏日之影現_二衆生心水_一。日_レ加。行者心水能感_二仏日_一名_レ持」とあるが、本句を「心水」で解すると文意が通じない。そこで、対である「常山之阿」の「常山」が「常山公主」を指すことを踏まえると、沁水公主という人物がいるため、本稿では、「沁水」に校訂する。

「沁水」は、川の名と沁水公主を掛ける。沁水の源は、山西省沁源県の北の県山の諸谷で羊頭山に出、東南に流れて河南省に入る。『水経注』巻九・沁水に「沁水出_二上黨涅陽_一謁戾山。南過_二穀遠泉東_一、又南過_二隋氏泉東_一。又南過_二陽阿泉東_一」とあり、『漢書』巻二八上・地理志第八上に「羊頭山世靡谷、沁水所_レ出、東南至_二榮陽入河_一、過_二郡三_一、行九百七十里」と見える。また、白居易「遊_二坊口懸泉_一、偶題_二石上_一」（巻五二・230）にも「孔山刀劍立、沁水龍蛇走」とある。「坊口」は、河南省濟源縣東北沁河のほとり。

沁水公主は、後漢の明帝（顯宗）の娘。『後漢書』巻十下・皇后紀第十下に、「皇女、致。三年、封_二沁水公主_一、適_二高密侯鄧乾_一」とあり、同巻二三・竇融列伝第一三に「憲特_二宮掖聲勢_一、遂以賤直請奪_二沁水公主園田_一、主逼畏、不_レ敢計」と見え、その「李賢注」に「沁水公主、明帝女」とある。なお、鎌倉期の菅原在仲作の「陽徳門院願文」（本朝文集巻第六九）に、「湖陽沁水之施_二湯沐_一也、灑_二自汾泉之恩波_一、芝砌第邑之預_二封賞_一也、呈_二自茨山之仁嶺_一。諸仙院者賢姉也、互抽_二孔懷之志_一、准_二三宮者尊母也_一、專竭_二至孝之誠_一」と、本願文を踏まえたと考えられる句が見える。

「水之曲」は、水のくま。川の流れの折れ曲がっている所。班固「西

都賦」(文選卷一)では、長安の周囲にある天子の直轄地の様子とその豊かな産物を述べる段に「封畿之内、厥土千里。連蹕諸夏、兼其所有。其陽則崇山隱天、幽林穹谷、陸海珍藏、藍田美玉。商洛緣其隈、鄂杜浜其足。源泉灌注、陂池交屬」と見え、李善注に「説文曰、隈、水曲也」とある。

恋古之妾、寄身於常山之阿―前句と同様、康子内親王に仕え、たよりにすること。

「恋古」は、いにしえを恋慕うこと。大江朝綱「村上天皇母后四十九日御願文」(本朝文粹卷一四・418)に「翡翠簾前、花枝添恋古之色、珊瑚床下、鏡匣遺染涙之塵。坐憂臥憂、空思瑤裙之去日、何朝何夕、再逢翠輦之帰時」とある他、大江朝綱「為中務卿親王家室四十九日願文」(本朝文粹卷一四・423)にも、「独作灯下伴影之身、猶添窓中恋古之恨。鴛鴦衾空、向旧枕而湿袂、燕雀巢覆、撫遺卵而摧肝」とある。

「妾」は、男性である「臣」に対し、女性の臣下をいう(「臣」項参照)。

「寄身」は、常山に身を置くことと、内親王に仕えることを掛ける。その場所に身を置くことは、白居易「贈侯三郎中」(卷五三・376)に、「老愛東都好寄身、足泉多竹少埃塵」とある。主君に仕えることは、盧諶「贈答三(答魏子悌)」(文選卷二五)に「遇蒙時來会、聊寄朝彦跡。顧此腹背羽、愧彼排虚翮。寄身蔭四嶽、託好憑三益」と、北方異民族の侵入によって陥落した洛陽を追われた盧諶が并州刺史の劉琨に仕えたこととある。また、道真「為彈正尹親王先妣紀氏修功德願文」(卷一一・641)に、「自、綸言不預、宮車晏駕、魂魄失寄身之地、刀火為伐性之兵。泣竹

如新、飡茶未足」と見える。

「常山」は、常山と常山公主を掛ける。常山は、河北省にあった地名で、五岳の一つである恒山の別称。『漢書』卷二八上・地理志第八上の「常山郡、高帝置。莽曰井閭。属冀州。」とある顔師古注に、「張晏曰、恒山在西、避文帝諱、故改曰常山」と見える。

常山公主は、漢の武帝の姉。王儉「褚淵碑文」(文選卷五八)に「漢結叔高、晋姻武帝、方斯蔑如也」とあり、その李善注に「……王隱晋書曰、王武子少知名、有俊才、尚武帝姊常山公主」と見える。

「山之阿」は、山のくま。山の曲がり込んだ所。班固「西都賦」(文選卷一)に「其陽則崇山隱天、幽林穹谷、陸海珍藏、藍田美玉。商洛緣其隈、鄂杜浜其足」(「水之曲」項参照)と見えた。なお、この「其隈」の「其」は「崇山」を承け、山のくまをいう。この他、盧諶「贈答三(贈崔溫一首)」(文選卷二五)では、他郷の光景を眺め、親友たちを慕うことを述べる場面で「中原厲迅颿、山阿起雲霧。遊子恒悲懷、举目增永慕」とある。

於是―前に述べた状況を踏まえ、事情の発生する時間を示す。そこで。この時に当たって。

源大夫先妣願文に、「於是、涓塵難報、思桃李之長春、水炭在懷、庶綺羅之不故」と見える【解説】参照。中国の例は枚挙に暇がないが、例えば、王延寿「魯靈光殿賦」(文選卷一一)に「粵若稽古、帝漢祖宗、潛哲欽明。殷五代之純熙、紹伊唐之炎精。荷天衢、以元亨、廓宇宙、而作京。敷皇極、以創業、協神道、而大寧。於是、百姓昭明、九族敦序」とある。漢の先祖は天道に基づいて創業し京都を作り、神明の道に適って天下を安寧に保ったと

いう文を承けて、「於是」が置かれ、人々は徳を明らかにし、九族は礼節を以て厚遇されたと述べられる。

年給之准三宮也、遺老潜待雨露之次―内親王の准三宮の年官年爵の恩沢を頼りに待っていること。前句（「失時之臣……寄身於常山之阿」）を承けた句。

「年給」は、年料給分の略称。天皇、太上天皇、三后（皇后、皇太后、皇太太后）、東宮、准三宮より、親王、内親王、女御、公卿に至るまで、毎年給付する年官、年爵のこと。年官とは、毎年除目の際に、所定の官職に所定数の人員を申請する権利、年爵とは毎年叙位の際に、所定の人員の叙爵（はじめて従五位下に叙すること）を申請する権利を与える制度。年官・年爵を与えられた者を給主という。「年給」自体は、『西宮記』臨時一（乙）・臨時雜宣旨に「親王預年給事。（上卿奉勅仰外記、代代無定事。后腹一巡、自余大巡。或年給外有別賜之）」と見える（時野谷滋『律令封祿制度史の研究』（吉川弘文館・一九七七）参照）。

「准三宮」は、太皇太后・皇太后・皇后の三宮（三后）に准じて、皇族・公卿・僧侶などに年官・年爵・封戸などを賜い、経済的に優遇する法、またはその待遇を受けた者。准三后、准后ともいう。多くは天皇の外祖父・外舅や皇后・女御の父など天皇の縁戚に与えられるが、内親王・女王に対して与えられている。准三宮の初例は、貞観十三年（八七二）の藤原冬嗣（清和天皇の生母明子の父）である。内親王が准三宮を蒙った初例は、天曆八年（九五四）の康子内親王で、その後、天禄三年（九七二）の資子内親王（村上天皇皇女）、永観二年（九八四）の恵子女王（花山天皇の外祖母）などが続く。内親王・女王の准三宮は約六十例を数えるが、ほとんどが平安・鎌

倉時代の例である。

准三宮が年官・年爵を賜った例は、『三代実録』卷四一・陽成天皇・元慶六年二月一日の藤原基経への勅に「但任人賜爵等並准三宮」と見える他、『日本紀略』一一・寛弘四年一月二十日条に「勅二品脩子内親王敍一品。年官年爵。准三宮。本封外加千戸」とある（榎山和民「准三宮について―その沿革を中心として―」『書陵部紀要』（第三十六号・一九八四年）、参照）。康子内親王もこれらの例と同様に、『大鏡異本陰書』「太政大臣公季」項に「康子内親王天曆八年十二月二十八日勅賜年爵年官。本封外加一千戸。准三宮」とある。また『公卿補任』安和二年・藤原濟時に「十二月十九昇殿左大臣（師尹公）男。母故右大臣定方公九女。天慶四年六月十日誕生。天德二正七従五下（故康子内親王天曆十年給）」と、濟時が康子内親王の年給を賜ったという事例が見える。

「遺老」は、遺されて老いた臣下。蔡邕「陳太丘碑文」（文選卷五八）に「大將軍弔祠、錫以嘉謚、曰、徵士陳君、稟嶽瀆之精、苞靈曜之純。天不憖遺老、俾屏我王」と、陳太丘の葬儀に際して大將軍が述べる弔辞の中に、天はこの長老（大將軍）を世に留まらせ、我が王（陳太丘）の助けとされなかった、と見える。日本では、後の例であるが、菅原輔正「冬日陪於飛香舍聽第一皇子始読御注孝經」應教詩一首（本朝麗藻卷下）に「頽齡八十有余霜未見神聰似我王。遺老愚言君記取。一經造次不応忘」と見える。

「雨露」は、主君の恩沢の喩え。白居易「和答詩十首（其一・和思婦樂詩）」（卷二・0101）に「況始三十余、年少有直名。心中志氣大、眼前爵祿輕。君恩若雨露、君威若雷霆」とある。また、道真「省試當時瑞物贊六首・教州獻嘉禾」第五（卷七・522）に「嘉禾

得地、聖德抽^レ苗、欲^レ知^レ長養、雨露頻饒」と見える他、菅原文時「二条前后復^二本位^一」詔（本朝文粹卷二・48）に「元慶皇太后、在昔停^二徽号^一、称^二前皇太后^一。……故追復^二本号^一、以慰^二芳魂^一。青苔故宮、縦無^レ増^二光於雨露之影^一。白楊荒^二、庶更變^二風於山陵之声^一」と、藤原高子を本位（皇太后）に復したところで、高子の恵みが増すこととはないが、はこやなぎに吹く寂しい風をみささぎに吹く声に変えてほしいとある。なお、恩沢を待つという表現は、道真「賀多信」（卷二・136）に「此是功臣代代孫、神明又可祐^二家門^一、況為進士揚^レ名後、今待^二公卿採^レ摺恩^一」と見える。

別封之余千戸也、旧仕併飽湯沐之余―内親王の千戸余りもの別給封の恩恵を充分に賜っているということ。

「別封」は、食封（令制で、王族・諸臣に俸禄として賜わった封戸）の一種である、別勅封を指すと考えられる。「禄令」第十五・3には、「凡内舍人、及以^二別勅才伎^一、長^二上諸司^一者、皆准^二当司判官以下禄^一」とあり、食封として品封・位封・職封・中宮湯沐・功封・寺封・別勅封をあげる（高橋崇「律令官人給与制の研究」（吉川弘文館・一九七〇）・時野谷滋「律令封禄制度史の研究」（年給）項 参照）。

また、道真「為^二尚侍藤原氏^一封戸施^二入円成寺^一願文」（卷一一・667）にも、「弟子、所賜別勅封戸、准^二之家途^一、既為^二衍溢^一」と見え、別勅の封戸を与えられたという文が見える。

「別封」という語自体は、中国では、例えば、『隋書』卷五四・列伝第一九・李徹に「禄前後功、加開府、別封蔡陽縣公、邑千戸」とある。日本では、『続日本紀』卷三（文武天皇・慶雲二年四月）の太政官奏に「其職近^二大納言^一、事關^二機密^一、官位料禄、不^レ可^二便輕^一。請其位擬^二正四位上^一、別封^二二百戸^一、資人卅人」と見える。また、

同じく『続日本紀』卷二二（淳仁天皇・天平宝字四年六月）に、「天平元年、尊^二大夫人^一為^二皇后^一、湯沐之外、更加^二別封^一一千戸、及高野天皇東宮封一千戸」とあり、光明皇后が湯沐を支給されている。康子内親王についても、『大鏡異本陰書』に見たように、本封の他に一千戸の封戸が与えられたとあり（准三宮）項参照）、これが「別封」に該当すると思われる。

「旧仕」は、古くから仕える臣下。『漢書』卷百下・敘伝第七十下に、「千秋時発、宜春旧仕」とある。「千秋」は前漢の田千秋、「宜春」は前漢の宜春侯・王訴を指し、この者が古くから仕えたたとある。

「併」は、『色葉字類抄』（前田本・黒川本）に「併シカシナカラ（皆也）」とある。すべて、どれもこれもこの意。

「飽」は、恩恵を十二分に蒙ること。恩徳に飽くという表現は、『毛詩』大雅・生民之什・既醉に「既醉^二以酒^一、既飽^二以德^一。君子万年、介^二爾景福^一」とあり、日本でも、大津連首「五言。春日於左僕射長宅宴。一首」（懷風藻・84）に「琴樽宜^二此處^一、賓客有^二相追^一。飽^二德良為^一醉、伝^二蓋莫^一遲遲」に見える。

「湯沐」は、『禄令』で規定された皇后・東宮に支給された食封の称。「湯沐令」「湯沐邑」ともいう。中国では、天子から授かった領地を「湯沐邑」といい、皇后や公主（皇女）も授かった。例えば、『漢書』卷七・昭帝に「帝姊鄂邑公主、益^二湯沐邑^一、為^二長公主^一、共^二養省中^一」と見える。日本では、『日本書紀』卷二八・天武天皇上・元年六月に「今聞、近江朝廷之臣等、為^二朕謀^一害。是以、汝等三人急往^二美濃國^一、告^二安八磨郡湯沐令多臣品治^一、宣^二示機要^一、而先発^二当郡兵^一」と見える。「禄令」第十五・10に「凡食封者、一品八百戸、二品六百戸……中宮湯沐、二千戸」、「延喜式」卷第四三・春宮坊に「東宮湯沐二千戸」とある。また、『続日本紀』卷二二にも、「尊^二大

夫人「為皇后、湯沐之外、更加別封一千戸、及高野天皇東宮封一千戸」と見えた。また、『新抄格勅符抄』卷十・封戸部に「中宮湯沐邑二千戸、東宮二千戸〔後封〕」とある。ただしここに見たとおり、湯沐を支給されるのは、規定では中宮（皇后）と東宮に限られており、准三宮の実際の食封として支給されたかどうかは明らかではない。本句は「雨露」の対であることも踏まえると、「湯沐」は女性を意識した文飾として用いられたと見るのが妥当だろう。

この点は沈約「為長城公主・謝表」（藝文類聚卷五一・封爵部・婦人封）に「湯沐光啓、珩纈昭被」とある。天子の恩によつて、賜った湯沐は豊かで臣下の帶玉は光り輝いているという意。日本でも、道真「為諸公主・奉為中宮・修功德願文」（卷一一・664）に、「中宮殿下、毎年臘月、剋三日夜、読経礼仏。……門房有閑、不敢奔月以求良藥。湯沐雖富、須向風而試一燈」と見える。これは寛平四年（八九二）十二月、四内親王が生母班子女王のために仏名懺悔会を宮中で修した際の願文であるが、この時点では、班子女王「中宮殿下」と称されている。ここにいう「湯沐」も、中宮に支給された湯沐を意味する可能性もあるが、班子女王が資産に富んでいることを敬い、文飾的に用いられた表現と見るのが穏当と考えられる。

豈図「予想もしないことが起きた気持ちを表し、次句（「大夢早驚……松壇之蕭条」）の、内親王の薨去をいう表現に繋げる。

源大夫先妣願文に「豈図、毘風妄起、驚帷帳而不レ安、草露忽移、掩閨門而長閉」と見える〔解説 参照〕。この他、道真「為平子内親王先妣藤原氏周忌法会願文」（同・639）にも「豈図、神不福レ仁、天不レ祐教、化生之理、永無レ徹於藥石、空寂之期、終

不レ吉於著龜。遂以去年八月三日、既先願言、乍就下世」とあり、ここでも「豈図」の後に逝去が述べられるという構成を取っている。

大夢早驚出華殿之深遠「康子内親王の薨去をいう。

「出」は、底本では「於」に作るが、右傍に「出力」とある。「大夢早く驚き（夢から早く覚める）」と「華殿を出づ」は、同意と捉えられることから、本稿でも文意を踏まえ、「出」に校訂する。また、「於」と「出」は字体も類似しているため誤写が想定できる。

「大夢」は、人生の喩え。白居易「和微之詩二十三首 和送劉道士遊天台」（卷五二・2251）に「人生同大夢、夢与覺誰分。況此夢中夢、悠哉何足云」と見える。

「華殿」は、華麗な正殿・宮殿。左思「呉都賦」（文選卷五）に「起寢廟於武昌、作離宮於建業。闔閭閭之所營、采夫差之遺法。抗神龍之華殿、施榮楯而捷獵。崇臨海之崔巍、飾赤烏之韓曄」とある。「神龍」は、呉の新都建業にある正殿。日本では、後の例になるが、藤原明衡「秋夜詠三月照松和歌一首并序」（本朝統文粹卷十）に「第一皇孫、暫出少陽之華殿。近宴長秋之椒庭」とある。

「深遠」は、奥深いさま。宮殿の奥深い様子は、文選の賦に描かれることが多く、例えば、「魯靈光殿賦」（文選卷一一・「於是」項参照）では、「遂排金扉而北入、霄霧靄而晦曖」と、魯の靈光殿の北向きの宮殿の闇の立ちこめたさまを詠み、李善注に「言深遠也霄、冥也」と見える。また、張衡「西京賦」（文選卷二）にも「正殿路寢、用朝群辟。大夏耽耽、九戸開闔」と、漢の未央宮の正殿の壮大さが詠まれ、李善注に「屋之四下者為夏。耽耽、深遠之貌也」とある。

長暮無曉隔松墻之蕭条―内親王が埋葬されたことをいう。

「長暮」は、とこしえに暗い墓の中。「松墻」は、松の垣。松は墓地に植えられる木。「蕭条」は、ものさびしいさま。「古詩十九首（第十三首）」（文選卷二九／藝文類聚卷四一・樂部一・論樂）の前半では、人生の儚さが述べられ、人が埋葬される様子が描かれる。そこでは、「驅車東門、遙望郭北墓。白楊何蕭蕭、松柏夾広路。下有陳死人、杳杳即長暮。潛寐黃泉下、千載永不寤」とある。北邙山の墓を見ると、白楊がもの悲しい音を立て、松や柏が墓道に植えられ、その下では亡くなった人々が真暗な黄泉の下で、永久に目覚めることがないと詠まれており、本句と共通する表現が多く見える。李善注には、「楚辭曰、風颯颯兮木蕭蕭。仲長子昌言曰、古之葬者、松柏梧桐以識其墳也」とあり、「白楊」「松柏」は墓地に植えられる木で、葬った場所の目印としたとある。陶淵明「挽歌詩」（文選卷二八）にも「荒草何茫茫、白楊亦蕭蕭。嚴霜九月中、送我出遠郊。四面無人居、高墳正嵯峨。馬為仰天鳴、風為自蕭蕭」とある。また、陸機の「挽歌詩三首（二）」（文選卷二八）では死の世界が詠まれる。そこに「側聽陰溝涌、臥觀天井懸。一広宵何寥廓、大暮安可晨」とあり、李善注に「張奐遺令曰、地底冥冥、長無晚期」と見える。「大暮」は長い夜で死の時間をいい、地底は冥々として、夜が明けることはないという。

鳳台雲散之初、空遺金卵―悲嘆表現。内親王が幼い子息を遺して薨去したことを悲しむ。ここは、蕭史・弄玉の故事及び白居易「新樂府・兩朱閣」（卷四・0148）を踏まえる。

「鳳台」は、秦の穆公の故事。秦の穆公は、娘の弄玉と婿の蕭史のために築いた楼台。二人が蕭を吹けば、天空から鳳凰が舞い降り

たといわれ、兩人は台上に住み続け、のちにとともに鳳凰に乗って昇天したという。ここでは、康子内親王がこの世を去ったことの喩え。『列仙伝』蕭史（藝文類聚卷七八・靈異部上・仙道にも所引）に「蕭史者、秦穆公時人也。善吹簫能致孔白鶴於庭。穆公有女。字弄玉。好之公遂以女妻焉。日教弄玉作鳳鳴、居數年、吹似鳳聲、鳳凰來止其屋。公為作鳳台、夫婦止其上、不下數年、一旦皆隨鳳凰飛去。故秦人為作鳳女祠於雍宮中、時有簫聲而已」と見える。この故事は例えば、菅原清公「奉和春閨怨。一首」（文華秀麗集卷中・艶情・51）に「何図、見者以爲神。庭前見舞鸞常顧、楼上吹簫鳳未臻」と用いられている。

また、白居易「兩朱閣」では、唐の徳宗の二人の娘の没後、その華美な邸宅が仏閣に変わったことが詠まれ、「帝子吹簫雙得仙、五雲飄飄飛上天。第宅亭台不將去、化為仏寺在人間」とある。二人の皇女は蕭史・弄玉のように簫を吹いて仙人となり、五色の雲がたなびく中昇天し、その時に邸宅やあずまやと楼台は持つて行くことはなく、仏寺となって人間界に残ったという。皇女が蕭史と弄玉になぞえられ、また昇天を描く際、『列仙伝』にはなかった雲が詠まれており、本句が「兩朱閣」をも踏まえていることが窺える。「雲散」は、白居易「和元九与呂二同宿、話旧感贈上」（卷一四・0772）に「爭入杏園齊馬首、潛過柳曲關蛾眉。八人雲散俱遊宦、七度花開尺別離」と見える。

「初」は、……したばかりの時、……してすぐに。「初」と「後」の対は、白居易「晚庭逐涼」（卷一九・1284）に「送客出門後、移床下砌初」とある。

「金卵」は、底本では、「金卵」に作る。金卵は、漢の姓の劉氏を表す場合がある。『漢書』卷九九中・王莽伝第六九中に「夫、劉之

為_レ字、卯金刀也、正月剛卯、金刀之利、皆不_レ得_レ行」とあるように、劉氏を分解すると、卯金刀となることをいう。なお、『拾遺記』卷六には、「劉向於_二成帝之末、校書天祿閣、專精覃思。夜有_二老人、着_二黃衣、植_二青藜杖、登閣而進、見_二向暗中独坐誦書。……向請_二問姓名、云、我是太_一之精。天帝聞_二金卯之子有_二博學者、下而觀焉」と「卯金刀」を「金卯之子」に作る例も見える。ただしこれらは、文意に合わないため、本稿では「金卯」に校訂する。

「金卯」は、幼い子どもの喩え。康子内親王は、公季出産後に亡くなっていることから、公季を指すものだろう（『解説』参照）。女性が故人の願文において、故人が懷妊中に亡くなった場合や子どもを遺して亡くなった場合、卵が遺されたという表現を用いて哀悼する表現が定型化している。大江朝綱「為_二左大臣息女女御_一修_二四十九日_一願文」（本朝文粹卷一四・420）に「泣而更泣、玉卵共破_二於煙巢_一、悲之又悲、瓊苗同枯_二於芝畝_一」とある他、大江朝綱「為_二中務卿親王家室_一四十九日願文」の「鴛鴦衾空、向_二旧枕_一而湿_レ袂、燕雀巢覆、撫_二遺卵_一而摧_レ肝」に見えた（『恋古』項参照）。

仙圃風悲之後、永絶玉音——悲嘆表現。内親王の声を二度と聴くことができないう意。

「仙圃」は、美しい草の一種。ここでは、康子内親王を敬った語。「仙圃」が美しい草の一種であることは、劉言史「題_二茅山仙台藥院_一」に「道書金字小、仙圃玉苗新」と、楊巨源「酬_二于駙馬_一二首_一」に「瑶草秋殘仙圃在、綵雲天遠鳳樓空。晴花煖送金羈影、涼葉寒生玉簾風」とあることから窺える。なお、「瑶草」は美しい草。江淹「別賦」（文選一六）には、「又若_二君居_二溜石_一、妾家_中河陽_上。同_二瓊珮之晨照_一、共_二金爐之夕香_一。君結_二綬兮千里_一、惜_二瑶草之徒芳_一」と、仕官した

夫を待つ妻が瑶草に喩えられており、李善注は『山海經』を引き「姑瑤之山。帝女死焉。名曰女尸、化為_二蕋草_一」と、帝女が死んだ後「瑶草」になったとある。

「風悲」は、物寂しい風が吹くこと。王昌齡「梁苑」に「梁園秋竹古時煙、城外風悲欲暮天」とある。また、「古詩十九首」（第十四首）（文選卷二九）に「去者日以疎、生者日以親。出_二郭門_一直視、但見丘与_レ墳。古墓犁為_レ田、松柏摧為_レ薪。白楊多_二悲風_一、蕭蕭愁殺人」と、古墓にある白楊にもの悲しい風が吹いて蕭蕭と音を立てているとある。願文の哀傷表現に「風悲」はしばしば用いられ、空海「為_二前清丹州亡妻_一達嘯一首」（性靈集卷七・59）に「誰因、降年不_レ遠片晷忽飛。稟氣不_レ長隻鰈乍沈。甘井竭兮直木折、苦雲慘兮松風悲」と、妻が亡くなった後に残された夫をつがいの鳥や鰈に喩え、松風も悲しみに泣くことある。また後の例ではあるが、大江以言「花山院四十九日御願文」（本朝文粹卷一四・416）に「太上法皇、去年八月、亢龍雲慘、晏駕霞登。有虞舜帝之德、風悲_二玉山之東_一、阿闍世王之夢、煙暗_二金河之西_一」と、天皇を「玉山」と表現し、「玉山」にもの悲しい風が吹くという、本句と類似する哀傷表現が見える。

「玉音」は、言葉や声の敬称。ここでは康子内親王の声。司馬相如「長門賦」（文選卷一六）に「伊予志之慢愚兮、懷_二貞愁之懽心_一。願賜_二問而自進兮、得_レ尚_二君之玉音_一」とある。また「扶桑略記」卷二五・天曆九年正月四日条所引の大江維時「皇帝奉_二為_二母儀故太皇太后_一、供養御筆法華經願文」に「豈因、鴛鴦之殿永鑠、空隔_二玉音_一。沙鹿之山再崩、遂藏_二金彩_一」と、本句と類似する表現が見える。

方今——ちょうど今。

願文で「方今」を置いて、忌日法会の周忌が満ちたことをいうのは、常套句。道真「為藤相公、亡室周忌、法会願文」(卷一二・655)に「方今、露往霜來、忌辰已迫」とある他、大江朝綱「為中務卿親王家室、四十九日願文」(本朝文粹卷一四・423)に「方今、飲恨之日漸積、食香之期欲盈」と見える。

平陽第裏、屑心之悼未休―宮中は未だに悲しみに暮れているということ。

「平陽」は、地名の平陽と平陽公主を掛ける。平陽は、今の山西省臨汾市の南西で、晚が都を置いた場所。張衡「南都賦」(文選卷四)に「奉先帝而追孝、立唐祀乎堯山」とあり、李善注に「先帝、謂堯也。皇甫謐曰、堯始封於唐、今中山唐県是也。後徙晉陽、及為天子、都平陽、於詩為唐国。是堯以唐侯升為天子也」と見える。

平陽公主は、『史記』卷四九・外戚世家第一九・王太后に「景帝十三男、一男為帝、十二男皆為王。而兒姁早卒、其四子皆為王。王太后長女号、号曰平陽公主、…、同、衛皇后に「陳皇后母大長公主、景帝姉也。数讓武帝姉平陽公主曰」とあるように前漢の景帝の娘(武帝の姉)である。そして、平陽公主は、白居易「兩朱閣」(鳳台)項参照)にも詠まれており、「憶昨平陽宅初置、吞併平人幾家地。仙去双双作梵宮、漸恐人間尽為寺」と、平陽公主の邸宅も、亡き後に仏寺に変わってしまったという。つまり本句は、前句(鳳台雲散之初)を承けたもので、「兩朱閣」を踏まえている。そうすることで康子内親王の亡き後の宮中を悲嘆しつつ、場を仏寺へと移し、以降の法会の描写へと繋げている。

「第裏」は、内裏。大内裏の中の、天皇の住居を中心とする御殿。

宮中。

「屑心」は、心を碎くこと。張衡「思玄賦」(文選卷一五)に「瑤瑤樂、以為糗兮」とあり、李善注に「屑、碎也」とある。また、空海の「為忠延師先妣講理趣經表白文」(性靈集卷八・76)に「豈図、蒼天奪我親、玉儀入月城。弟子、履霜之感千爛我肝、沐雨之悲百碎吾心」とある他、道真の源大夫先妣願文にも「涕泣之處、存枕席而不遑乾、攀慕之時、碎心肝而難可制」と見える。

中陰期終、課果之計欲獻―四十九日の周忌が満ち、内親王をさとりを求める計らい(法会を行うことによる善業)を献上するということ。

「中陰」は、衆生がこの世の生を終えてから、次の世界での生を受けるまでの期間。通常四十九日をいう。「中有」ともいう。この期間が四十九日であるという説は、『具舍論』や『瑜伽論』に見える(河由真「仏教的生命観から見た胚芽複製問題」『大正大學研究紀要第一〇〇輯』(二〇一五・三)等参照)。また、『法苑珠林』卷九七・受生部第四の「寿量長短」項では、「第五依瑜伽論云、若未得生緣、極七日住。死而復生。乃至七七日受生死。自此已後決得生緣。此与、前四皆不同也」と、『瑜伽論』を引いて、死後、七日が過ぎても、出生の条件を満たさなければ再び七日が更に続き、このように出生の条件を満たせない状態が四十九日に至ると、この後は必ず条件を満たす、という。さらに、この直後の「通力遲速」項では、『具舍論』が引かれ、「俱舍論云、此中陰游空而去。如人捨命、命應至三無量世界外受生。俄頃即到。二乘通力未出一世界。中陰已至三無量世界外」と、「中陰」の語が見える。日本では、『三

代実録』卷二六・貞観十六年(八七四)八月二十六日条の表に、「僧正真雅重抗表曰、沙門真雅言、小僧今月先後再露愚衷……陛下致以懸蛇之医、問以珥貂之使。故中陰之休、感恩而更來。東岱之魂、賴德而自反」と、「中陰」の語が見える。この他、『日本紀略』後編一・醍醐・延長八年十一月十五日条に、「中宮奉為先皇被修中陰齋会」と、中宮藤原穩子が同年九月二十九日に崩御した醍醐天皇の中陰齋会を行うとある。天皇崩御の日付を踏まえると、中陰が四十九日であることが分かる。なお、後の例であるが、菅原忠貞「皇后宮四十九日願文」(本朝統文粹卷二三)に「今既及中陰之期、弥欲貢上生之果」と見える。

「課果之計」は、さとりを求めるはからい。道真「為藤相公亡室周忌法会願文」(卷一二・655)に「方今露往霜來、忌辰已迫。十方三界、生処猶迷。敬奉寫金字法華經一部八卷、無量義經、觀音賢經、仏頂尊勝陀羅尼經、般若心經各一卷。斯乃亡室宿心、結考毗菩提之果也」と見える。亡妻の周忌が来たので、經典を供養した。これは亡妻のかねてからの思いで、この功德を以て亡母の菩提の果を結ぶという意で、「方今」を発句として周忌が来たことを述べる構成は本願文と一致する。また、「為左大臣仲平室藤原善子」四十九日法会願文(天慶六年正月廿九日・大日本史料一編一八)に「爰弘青苔之砌、令講紫磨之文、迎蓮眼之暁月、廻空觀於西方之中、開花軸之春風、求妙果於東嶺之畔」と、「妙果」を求める。とある。「妙果」は、仏の悟りのこと。これを踏まえると、「果」は悟りのことで、「課果」は、法会の功德によって仏の悟り結ぶや求めるといった意で解するのが適当と考えられる。

「計」は、思いはかること。ここでは、法会において善業となるはからいを行うことで、以降の法会の功德を賛嘆する文脈に繋がる。

法会の取りはからいに「計」を用いる例は、道真「為藤相公亡室周忌法会願文」(卷一二・655)に「今弟子先思泡影多病之危、次尋夢想希有之教。最後廻所職豐樂之計、莊嚴尊像、繕收經王」と、豐樂の計を廻らして尊像を飾り、經典を収めるとある。

銷白銀而化為尊像、研黃金而現彼真文―法会で奉納する仏像と經典のこと。仏像は白銀を溶かして造り、經文は黄金の文字で書いたことをいう。

「銷」は、とかすこと。『類聚名義抄』に「トク」とある。「遊山慕仙詩」(性靈集卷一)に「能銷金与石、誰顧戒剛強」と、金と石をとくすとある。また、大江朝綱「朱雀院四十九日御願文」には、「奉鑄純銀阿弥陀仏像一軀、觀世音菩薩、得大勢至菩薩像各一像」(本朝文粹卷一四・413)と、「鑄」を用いるが、これも『説文解字』卷一四・上に「鑄、銷金也」とあり、「銷」と同じ意。

「化為」は、変化してその形になること。『法華文句』卷二・下「圍繞者仏初出世、人未知法、淨居天下化為人像、到已石旋、旋已敬礼、却坐聽法、因於天敬、人以為楷也」とある。また、『日本書紀』卷第一・神代上に「于時、天地之中生一物。狀如葦牙、便化為神。号国常立尊」と、天地の中にある一つの物が、神となったと見える。

「尊像」は、仏像のこと。道真「木工允平遠良為先考修功德兼賀慈母六十齡願文」(卷一二・658)に、「弟子先考、去元慶六年五月二十日、奄然即世。孤兒等攀慕恩愛、引導尊靈。將以図繪阿弥陀像、書寫金光明經。一周如騁、飛電猶遣。双淚不遑、忌辰已迫。於是、尊像既成、暫闕香花之供。真文未發、纔存紙墨之儲」とあり、前の阿弥陀像を「尊像」、「金光明經」を「真文」

と称している。

「真文」は、経文のこと。『法苑珠林』巻百・感應緣に「貝葉真文西流為_レ始。仏光背日東照為_レ初」とある。「貝葉」は、「貝多羅葉」の略。多羅樹の葉。これを紙のかわりとしてインドでは経文を書いた。また、「木工允平遂良為_レ先考修功德、兼賀慈母六十齡願文」にも見えた（「尊像」項参照）。

なお、白銀で仏像を作ったことや黄金の文字で経典を書写したことは、大江朝綱「村上天皇母后四十九日御願文」（本朝文粹巻一四・418）に「故、瑩_二白銀_一鑄_二出満月之容_一、研_二黄金_一写_二成貫花之偈_一。其外、奉書_二同金字金剛壽命經百卷_一、般若心經一卷、兼期_二春風_一、敬展_二講席_一」と、同様の例が見える。後には、慶滋保胤「為_二三品長公主_一四十九日願文」（本朝文粹巻一四・419）に「今当_二三七七忌辰_一、奉_二冶_一鑄_二白銀像阿弥陀仏_一、并觀音勢至_二菩薩_一、奉_二書_一写_二黄金字妙法蓮華經一部八卷_一、開結經、阿弥陀經、転女成仏經、般若心經各一卷、便就_二法性寺_一、敬奉_二供養_一」とある。これらは、太皇太后、二品内親王といういづれも皇族の女性が故人の願文に見える。

尋法性之道場、翹精誠而供養_二法性寺_一において、誠意を尽くして仏像と経典を供養すること。

「法性」は、法性寺のこと。京都市東山区本町にあった寺。延長三年（九二五）藤原忠平が創建。「九曆」天曆二年四月二十三日条に「法性寺、是殿下建立道場也。而上皇天下間、去承平年中立_二御願堂二字_一為_二御願寺_一」と、藤原忠平が建立し、朱雀上皇の御願寺となったとある。

「道場」は、修法や法会などを行う場所。大江朝綱「為_二中務卿親王家室_一四十九日願文」（本朝文粹巻一四・423）に、「方今、飲_レ恨

之日漸積、食_二香之期欲_レ盈。非_レ仮_二大日遍照之光_一、何成_二黑夜破暗之計_一。仍奉_二續_二八葉九尊曼荼羅一鋪_一、奉_二写_二金字妙法蓮華經一部_一云々、便於_二法性寺道場_一、敬_二開講肆_一」と見える。

「翹」は、心にかけること。曹植「雜詩六首（一）」（文選巻二九）に「翹_二思慕_一遠人、願欲_レ託_二遺音_一」とあり、李善注に「翹、猶懸也」と見える。また、菅原文時「為_二謙德公_一報_二恩修_二善願文_一」（本朝文粹巻一四・422）に「平素不_レ能_二採_二蘭以翹_レ誠_一、愚丹或欲_二刻_二木以拝_レ貌_一」とあり、文時は後の願文でも用いている。

「精誠」は、誠実なこと、まごころをこめること。道真「為_二温明殿女御_一奉_二賀尚侍殿下六十算_一修_二功德_一願文」（巻一・643）に、「弟子以為、如來不住、鷲峯自聳_二於精誠_一。法界道場、鹿苑乍開_二於恭敬_一」と、「道場」とともに見える。

花雨四種、寧非紫蓋之盛□哉―紫色の天蓋の立派な飾りを四種の天上の華に喩えその莊嚴を称えた表現。

「花雨四種」は、四種の天上の華。『法華經』巻一・序品に、「爾時世尊、四衆圍遶、供養、恭敬、尊重、讚歎、為_二諸菩薩_一、説_二大乘經名_一無量義、教_二菩薩_一法、仏所護念。仏説_二此經_一已、結加趺坐、入_二於無量義處三昧_一、身心不_レ動。是時、天雨_二曼陀羅華_一、摩訶曼陀羅華、曼殊沙華、摩訶曼殊沙華、而散_二仏上及諸大衆_一、普仏世界六種震動」とあるように、曼陀羅華・摩訶曼陀羅華・曼殊沙華・摩訶曼殊沙華をいう。また、本願文以前には、大江維時「朱雀院被_レ修_二御八講_一願文」（本朝文粹巻一三・406）に、「花雨_二四種_一、弥勒欲_レ決_二疑於当今_一、材明_二六通_一、文殊能弁_二瑞於往昔_一」と用いられている。「紫蓋」は、紫色のきぬがさ。仏像などの上にかざす幡蓋のこと。『延喜式』（巻四・神祇四 伊勢太神宮・度会宮装束）に「紫蓋一枚。

菅笠一枚。紫翳一枚。菅翳一枚。壁代絹帷二條」と見える。また、法会で天蓋を莊嚴することは、「臨時仁王会祝願文（寛平五年閏五月十八日）」（卷一一・670）・「臨時仁王会祝願文（寛平七年十月十七日）」（同671）・「臨時仁王会祝願文（寛平九年三月十九日）」（同672）に「城内諸司 都辺数寺 百講開座 二時説經 幡蓋裝嚴 香花供養」と見える。

香煙百和、皆是珠奩之旧蔵也―仏前で焚く百和香の香箱すべて内親王の以前から所蔵していたものという意。

「香煙」は、香をたく時に出る煙。「百和」は、薫物の名。種々の香料を合わせた練香。「梁何遜七夕詩（藝文類聚卷四・歳時中・七月七日）」に「月映九微火、風吹百和香、来歆暨巧笑、還淚已啼粧」と見える。本願文以前には、道真「為彈正尹親王先妣紀氏・修功德・願文」（卷一一・641）に、「今之此会、必至此院」者、仰亦就「先妣之所由」也。況乎、法界道場、何処非「鹿苑」。如来不住、誰家非「鷲峯」。香之百和、華之四種、或生「合掌」、或起「善心」者也」とある。本願文と同様、法会の莊嚴を述べる場面で、四種の花とともに用いられている。

「旧蔵」は、以前から所蔵しているもの。「後漢書」志第一・律曆上に「熹平六年、東觀召典律者太子舍人張光等問準意。光等不知、帰問旧蔵、乃得「其器」とある。

「珠奩」は、神仏に供える香を入れる美しい香箱。「奩」は、箱のこと。「珠奩」の例は見えないが、「玉奩」であれば、例えば、元稹「開元觀間居酬吳士矩侍御三十韻」に「醺起彤庭灯、香開白玉奩」とある。

また、当時の実際の法会の様子については、『吏部王記』（『醍醐

寺雜記」所引）承平元年・九月二十四日条に記されている、醍醐寺で修せられた醍醐天皇の周忌法会の記事が参考になる。そこには、「今上、奉為先皇御周忌、於「醍醐寺」修「御齋会」。伝聞其儀也。行事所、安置「金彩阿弥陀仏・觀世音并・得大勢并像・并三休於本堂御前・壇上」。各懸「天蓋」、列「立白濁平文花机於仏前」。備「仏供香花等」。堂南庇立「高座二基」。堂南庇安「置金字法花経及阿弥陀経、紺紙、水精軸。納「金銀平文櫃、加「同下机」。又、其北立「仏布施机」。裹「糸十約、置」上。経「南列行香机二前、備「金銅奩七鐺」。散花机二前。具「散花筥」とあるように、本堂の壇上に安置した、阿弥陀・觀音・勢至菩薩像に天蓋を懸け、行香机の上に、金銅の奩を備えたところあり、本願文で描かれる法会の様子と一致するところが多い。

千比丘之□衆……同音称讚―法会には多くの僧侶が参列し、合掌帰依し、経偈を讃歎したということ。前句（花雨四種……旧蔵也）に続き、法会の莊嚴を称えた表現。

「千比丘」は、底本では「七比丘」に作る。本句は、「千（七）此丘之□衆」「百羅漢之禪徒」というように対句となっている。この点について、後の例ではあるが、『扶桑略記』卷二八・治安三年六月二十六日条に、藤原道長が法成寺の薬師堂を供養した際に催した法会の記事があり、そこに「設「广大之齋会」、展「供養之法筵」。七比丘之聖衆、整「儀式於薛羅之襟」。百、余口之羅漢、序「夏脇於雲霞之跡」と見え、「七比丘之聖衆」「百余口之羅漢」の対がある。ただし、大江朝綱「朱雀院周忌御願文（本朝文粹卷一四・44）」に「便於「此院」敬展「講筵」。秋山運「心、所「設者百羅漢之綺饌、蘿逕分」味、所「助者千比丘之霞漬。以「此香縁、奉「飾「蓮座」という例が

見える。対としてはやはり「千比丘」と「百羅漢」が妥当と考えられるので、本稿では、「七比丘」を「千比丘」に校訂する。

「比丘」は、出家得度して具足戒を受けた男子の称。転じて一般に僧をいう。『続日本紀』卷三八・延暦四年五月二十五日の僧侶の教律に従わない者の処罰を命ずる勅に、「出家之人本事行道。今見衆僧、多乖法旨。或私定檀越、出入閭巷。或誣称仏験、誣誤愚民。非唯唯比丘之不愼、教律、抑是所司之不勤捉搦也」とある。

「合掌」は、礼法の一つ。十本の手の指と、両方の掌を顔、胸などの前で合わせて、仏・菩薩などを礼拝すること。「帰依」は、仏・法・僧の三宝を信じ敬うこと。「合掌帰依」という措辞は、道真「臨時仁王会呪願文(寛平五年閏五月十八日)」(卷二・670)・「同(寛平七年十月十七日)」(671)・「同(寛平九年三月十九日)」(672)に「至心懺悔、三業六根、合掌帰依、十方諸仏」とあるように、道真的呪願文に見える。

「羅漢」は、「阿羅漢」の略。上座部仏教で修行者がさとりによって達しうる最高の地位。転じて、高僧、または、僧をいう。大江朝綱「朱雀院周忌御願文」(本朝文粹卷一四・414)、「扶桑略記」卷二八に見える(「千比丘」項参照)。

「禅徒」は、学問を修め、禪定と知恵を兼ねそろえた高德の僧侶。三善清行「意見十二箇条(応下消水旱求中豐穰事)」に、「臣窺漢国之史籍、閱本朝之文記、凡厥禅徒、未必皆修学俱備、禅智兼高者也。然而或固守律儀、至死不犯、或偏行菩薩、忘身利他」とある。漢土の史書や本朝の記録と見ると、「禅徒」は、皆必ずしも学問を修め、禪定と智恵を兼ねそろえた者ではない。しかしながら、死に至るまで戒律を固く守って犯さず、或いは、偏に菩

薩行を修めて己を忘れて利他行に進ずる者もある、という。これを踏まえると、本来、「禅徒」と称されるのは、学問を修め、禪定と智恵を兼ねそろえ、戒律を守り、菩薩行を修する高德の僧と解することができるといえる。

「同音」は、声をそろえていうこと。また、同じ高さの音声。

「称讃」は、讃歎ともいい、偈頌などをもって仏・菩薩の徳をほめたたえること。道真「為温明殿女御奉下賀尚侍殿下六十算一修功德願文」(「精誠」項参照)に、「弟子、所以莊嚴城中之一院、暫為開會之勝境。採華停午、昼則称讃十七神名、投三刃毒蛇、夜則勤修三摩耶戒」とある。また、大江維時「皇帝奉為母儀故太皇太后、供養御筆法華經願文」(「玉音」項参照)にも、「為梵音衆……上從親王公卿、下至朱紫綠衫。或捧綾羅絹縠之服、或寶金銀珠玉之宝。同声讃歎、繞弘徽殿」とある。梵音僧(散華の後に梵音を唱える僧)が「同声讃歎」したというように、同意の表現と解せられる。

西方淨利之風、從茲吹動一前句まで(「花雨四種……同音称讃」)を承けて、法会場のものを浄土に喩えて称賛した表現。

「西方」は、阿弥陀仏の浄土で極楽浄土のこと。娑婆世界から西方に十萬億の仏土を隔てたかたにあるという。

「淨利」は、浄土のことをいうが、阿弥陀仏の浄土を「西方淨利」という例はなく、一般的には、「西方浄土」や「極楽浄土」と称される。ただし、「故石田女王一切経等施入願文」延暦十七年八月二十六日(東南院文書四一)に、「夫、極楽浄利、量等虚空、衆聖登真之勝境、淨過三界、群有入道之英縁、金池帶八德而流芳、玉樹引七覺以宣法」と、「極楽浄利」という例は見える。この他、

道真「為_二大藏大丞藤原清瀬、家地施_二入雲林院_一」願文（卷一一・645）に、「幽魂則知_二蓮架之丈夫_一、旧院則見_二金繩之淨刹_一」という例が見える。

西方浄土に風が吹いていることは、『無量寿経』巻上に、「自然徳風、徐起微動。其風調和、不_レ寒不_レ暑、温涼柔軟、不_レ遲不_レ疾。吹_二諸羅網、及衆宝樹_一、演發_二無量微妙法音_一、流_二布万種温雅徳香_一。其有聞者塵勞垢習、自然不起。風触_二其身_一、皆得_二快樂_一。譬如_二比丘得_二滅尽三昧_一」と見える。また、法会の功德を悟りの世界の風に喩えることは、「香煙」項に見た道真「為_二彈正尹親王先妣紀氏_一修功德」願文（卷一一・611）に、「必_二至此院_一者、仰亦就_二先妣之所由_一也。況乎、法界道場、何處非_二鹿苑_一。如來不住、誰家非_二鷺峯_一。香之百和、華之四種、或生_二合掌_一、或起_二善心_一者也。然則一_二功德、惣奉_二翊_二先帝山陵_一。日名_二惠日_一、安居之坐和_二光_一。風号_二梵風_一、周遍之路靡_二草_一」とある。「梵風」は、仏の教えやその修行を風に喩えたもの。その風が先帝（仁明天皇）の山陵の周りの草に吹くところがあるが、これも前の「香之百和……然則一_二功德_一」を承けたもので、法会の功德を称えた表現だろう。

一乗妙理之花、自然開敷——『法華経』に説かれる一乗の教えが、おのずから開き示される、という意。法華一乗の教えは、蓮華の花に喩えられる。こゝも法会の場合を称えた表現。

「一乗」は、一つの乗り物。乗は、すべてのものを乗せて悟りに赴かせる乗り物の喩えで、一は仏の真実の教えが一つであることをいい、どんなものもこの仏の教えによって仏になれると説く教え。主に『法華経』を指し、こゝでも『法華経』をいうと捉えてよいだろう。『法華経』を「一乗」と称す例は、道真「為_二彈正尹親王先妣

紀氏_一修功德」願文（「香煙」項・「從茲吹動」項参照）に、「夫、法華経者、所謂宝典乎。惣而談_二之_一、唯一法也。折而論_二之_一、十微妙也。性而説_二之_一、常樂我淨也。情而言_二之_一、開示悟入也。以_二彼四分之方便_一、為_二此一乗之輪轅_一」とある。

「妙理」は、思慮分別を超えた深遠な真理。つまり仏の説く真理。例えば、『華嚴経』卷第三・世主妙嚴品第一之三に「衆生惡業為_二重障_一、仏示_二妙理_一令_二開解_一」とある。また、道真「木工允平遂良為_二先考_一、修功德、兼_二賀慈母六十齡_一」願文（「尊像」・「真文」項参照）に「仰願、開示悟入之誠、成_二就妙理_一、愍_二念有生之弘誓_一、聽_二許我等無_二之誠_一、成_二就慈親且千之願_一」と見える。

「開敷」は、花が開くこと。例えば、『涅槃経』（北本）卷第二・聖行品第七之三に「譬如池水蓮花滿_二中_一、開敷鮮榮甚可_二愛樂_一」とある。また、法華一乗の教えを蓮華の花に喩えることは、道真「叙意一百韻」（菅家後集・484）に「皎潔空觀月、開敷妙法蓮」とある。

願以此功德、奉資長公主——法会の功德によって、内親王の亡魂を悟りの世界に導くことを祈願した句。願文の常套句。

「願以此功德」は、仏事の際に、最後に唱えられる代表的な句。『法華経』卷三・化城喻品の「今以_二奉_二世尊_一、唯垂_二哀納受_一」願文（「功德」普及_二於一切_一、我等与_二衆生_一、皆共成_二仏道_一」と、善導「觀無量寿仏経疏」卷一・玄義分の「十方恒沙仏、六通照_二知我_一」今乗_二二尊教_一、広開_二浄土門_一、願_二以此功德_一、平等施_二一切_一、同発_二菩提心_一、往_二生安樂国_一」とあるのが著名。同様の措辞は、空海「有人為_二亡親_一修_二法事_一」願文（「性靈集卷八・82」に「是以、今日檀主為_二兼報_一四恩徳、次催_二病患怨_一得_二中全身_一、為_二未來脱_一惡趣、得_二中解脱身_一、写_二大乘等_一莊嚴道場。設_二純陀之妙供_一、開_二須達之寶藏_一、供_二

養一切三宝。以_レ此功德、奉_レ資_レ為_二所御靈等_一」と見え、法会の功德によつて故人の御霊が助けられるようにと願われている。

「資」は、助けること。右の空海「有人為_二亡親_一修_二法事_一願文」に見えた他、道真「為_二右大臣、依_二故太政大臣遺教_一以_二水田_一施_二入興福寺_一願文」（卷一・644）に「凡、厥所_レ修功德、惣資_二先靈_一」とある。

「長公主」は、底本では、「先公主」に作り、冒頭の「長公主」の「長」に「先力」という右傍を付す。「先」は、亡くなった人を指し、例えば、道真「為_二大枝豊岑・真岑等_一先妣周忌法願文」（卷一・638）に「次令_二先考先妣、願昇_一一処之覺岸」と、「先考（亡父）、先妣（亡母）」などの例がある。ただし、亡くなった内親王という意味での「先公主」という例はほとんどなく、慶滋保胤「為_二二品長公主_一四十九日願文」（本朝文粹卷一四・419）のように、「長公主」と称することが一般的である。従つて、本稿では「先」を「長」に校訂する。

払秋霧於五障之閑―煩惱のような秋霧を、五障を留める閑所に払い去ること。つまり、煩惱や五障を閑所に留めて、内親王自身が悟りの世界に導かれることを祈願する意。

「秋霧」は、煩惱の喩え。「秋霧」自体は、外典に見える語。例えば、王昌齡「沙苑南渡頭」に「秋霧連雲白、帰心浦激懸」と、ある。また、道真「晚秋二十詠・孤雁」（卷二・165）に「薄暮孤飛雁、閑中聽不煩。資來秋霧遠、旅宿曉波喧」とある。煩惱を霧に喩えることは、本願文以前に、大江維時「朱雀院被_レ修_二御八講_一願文」（花雨四種）項参照に「風聞、弘心湛_二水、智恵之海無_レ涯。神變放_二光、暗冥之霧尽_レ散。花雨_二四種_一、弥勒欲_レ決_二疑於_二古今_一、材明_二六通_一、

文殊能弁_二瑞於往昔_一」と見える。霧を払うという表現は、嵯峨天皇「扈從梵釈寺。応製。一首」（文華秀麗集卷中・74）に「飛棧樹抄排_二雲過_一、危磴巖頭払_二霧通_一」とある。

「五障」は、女人の五障のこと。女人には、天・帝釈・魔王・転輪聖王・仏の五種になることができない障害があるという、女人成仏の困難をいう語。『法華經』卷第五・提婆達多品には、「又女人身、猶、有_二五障_一。一者不_レ得_レ作_二梵天王_一、二者帝釈、三者魔王、四者転輪聖王、五者仏身。云何、女身、速得_二成仏_一」。爾時、龍女、有二_一宝珠。価直三千大千世界。持以上_レ仏、仏即受_レ之。龍女、謂_二智積菩薩尊者舍利弗_一言、「我、献_二宝珠_一、世尊納受。是事、疾、不_レ。答言_一甚疾。女言、「以_二汝神力_一、觀_二我成仏_一。復速_レ於_二此_一」。當時衆会、皆、見_二龍女忽然之間變成_二男子_一、具_二菩薩行_一、即、往_二南方無垢世界_一、坐_二宝蓮華_一、成_二等正覺_一、三十二相・八十種好、普為_二十方一切衆生_一、演說_二妙法_一」と、沙伽羅龍王の八歳の娘が、『法華經』の教説を聴き、女性の身体を転じて男性となつて（變成男子）、成仏したことが記されており、五障を伴う女人の成仏を認める拠り所とされる。本願文以前の願文では、大江朝綱「勤子内親王願文」（大日本史料一七）に、「抑公主、徒就_二掃_レ葉、深_二雲鬢_一而入_二空門_一、深_二慮出_レ籠、払_二花簪_一而謝_二朽宅_一、轉身之際、寧停_二滯於五障之閑_一。屈臂之程、定往_二生於九品之座_一。今之所_レ修、述_二志而已_一」と、本句と同様の措辞が用いられている。

飛曉月於三覺之道―仏の悟りのような曉月を自覚・覚他・覚行の三相の道に高く懸ける、という意。

「曉月」は、明け方の月の意でもあるが、ここでは仏の悟りの喩え。月を仏の悟りに喩えることは、例えば、『涅槃經』（北本）卷第二・

壽命品第一之二に、「汝今已具檀波羅蜜、猶如秋月十五日夜。清淨圓滿無諸雲翳、一切衆生無不瞻仰」とある。本願文以前には、「為左大臣仲平室藤原善子四十九日法會願文」（大日本史料・一一八・作者不明）に「爰弘青苔之砌、令講紫磨之文、迎蓮眼之曉月、廻空觀於西方之中、開花軸之春風、求妙果於東嶺之畔、如此功德、奉訪幽靈、抑尊靈」と見える。「飛曉月」は、「飛鏡」と同様で空に高く月が懸かること。李白「把酒問月詩」に「皎如飛鏡臨丹闕」とあるのがその例。また、道真「問秀才紀長谷雄文二条・分三感応」（巻八・563）に「哀樂之偏繫絃歌、通叔夜而飛曉月」とある。

「三覺」は、仏の悟りの三相。自覺・覺他・覺行の三つ。みずからさととり、他をしてさとらせ、さとりのはたらきが完成していること。『涅槃經』（北本）巻第三・光明遍照高貴德王菩薩品第十之三に「是三覺者即是三縛、連綴衆生無辺生死。菩薩摩訶薩常作如是觀察三覺」とある。また、空海「高雄山寺擇任三綱之書」（性靈集巻九・101）に「変五濁之澆風、勤三覺之雅訓。酬四恩之広徳、興三宝之妙道。此吾願也」と見える。

悉導衆生之無辺、同證涅槃之□□——一切衆生を悟りの世界に導き、悟りの境地に至ることを祈願する句。

「導」は、底本は「辱」に作るが、右傍に「導力」とある。文意としても、「無辺」（さとりの世界）に「導」く、と解するのが適当なので「導」に校訂する。

「無辺」は、広々として果てしないこと。つまり仏の悟りの世界。『涅槃經』（北本）巻第三・光明遍照高貴德王菩薩品第十之二に「八者、如来、遍満一切諸処、猶如虚空。虚空之性、不可得見。

如来亦爾。実不可得見。以自在之故、令一切見。如自在名為大我、如是是大我名大涅槃。以是義、故名大涅槃。……復次、善男子。無辺之物、乃名為大。涅槃無辺。是故名大」とある。大意は、「如来である私（釈迦）をだれも見ることができないが、私（釈迦）は自在であるから、人々が見られるようにしている。このような自在を大涅槃と名付ける。無限の物は大きくあり、涅槃は限りがないから大涅槃という」で、涅槃が無辺であると説く。また、空海「答叡山澄法師求理趣經典書」（性靈集巻十・107）に「夫、理趣妙句無量無辺、不可思議」と、「理趣經」の妙句は計り知れないほど不可思議だとある。道真「奉中宮令旨為第一公主賀冊齡願文」（巻二・665）にも、「福業之霑、薰修之助、及於無辺法界、成其一切所求」と用いられている。

「涅槃」は、さとりの境地。例えば、『涅槃經』（北本）巻第四・如来性品第四之一に「如仏所言、滅諸煩惱名為涅槃。猶如火滅悉無所有。滅諸煩惱亦復如是。故名涅槃」とある。また、空海「綜藝種智院式・序」（性靈集巻十・102）の「立身之要、治国之道。断生死於伊陀、證涅槃於蜜多」と見える。

なお、脱字部分であるが、例えば、道真「為右大臣、依故太政大臣遺教以水田施入興福寺願文」（巻一・644）に「普及無辺、共成樂果」とあり、「無辺」と「樂果」が対となっている。「樂果」は、悟りの境地の意。本句もこのように悟りの世界をいう「無辺」の対として、悟りの境地を意味する語句が用いられたことが想定される。

【通釈】

右の奉納された仏像や經典については、以上の通りです、

天子の姉弟でいらつしやる康子内親王殿下は、

揺池の水脈を分け（天子の血を分け）、

珠のごとく美しい林に枝を連ねられています（天子の兄弟である大
変尊い方です）。

蘭のような芳しい容儀のまま、勝鬘夫人の袖に装いを整え直し、

花の咲く前や月の光に照り映える麗しさは衰えることなく、摩耶夫人の窓のうちに艶やかな粧いを育めました（仏門に心を寄せられました）。

宮中は、内親王がいらつしやった日の春のような華やきから哀しみに変わり、

宮中の内親王のゆかりの場所に風塵が積もり、ご恩が断えてしまつて以来、

失意に暮れた男性の臣下は、はらわたを沁水のくまに慰めるごとく内親王を抛り所とし、

いにしえを慕う女性の臣下は、身を常山のくまに身を寄せるごとく内親王を頼りにしました（内親王に仕えた臣下たちはまだ内親王のご恩を支えにしていました）。

そこで、

内親王の准三宮の年官年爵の恩沢を、遣されて老いた臣下は密かに待ち、

千戸余りもの湯沐（別給封）に、古くから仕える臣下は十二分に充たされていました（内親王の年官年爵や俸禄の恩恵に浴していました）。

そうであったのに、なんということでしょう。

（人生は夢のようではありますが）内親王はその長いはずの夢から早く目覚められ、宮殿の深窓を出られました（短い生涯を終えられました）。

とこしえに暗い墳墓に明け方の光が差すことはなく、松の垣に物寂しく被われて隔てられています（内親王は埋葬されました）。

ああ、

蕭史・弄玉や唐の徳宗の皇女たちが鳳台から雲が散るごとく飛び去ったように内親王はこの世を去り、それと同時に、空しく幼い子息を遺されていきました。

玉草（康子内親王）に吹く風がもの悲しい音を立てた後、内親王の玉声は永遠に絶えてしまいました。

今まさに、

内親王のいらつしやった宮中は、未だに心を碎かれるほどの痛ましさに暮れたままですが、

四十九日の周忌が満ち、さとりを求める（内親王をさとりに導く）ための法会を献上します。

このようなわけで、

白銀を溶かして仏像を造り、
黄金の文字で經文を書き現します。
（そして）法性寺において、

誠意を尽くして仏像と經典を供養します。

天から降り注いだ四種の花は、紫色の天蓋の立派な飾りにならないことがありましかうか。

仏前の百和香は、その香箱すべて内親王の以前から所蔵していたものです。

千に及ぶほどの僧侶が、手を合わせて三宝に帰依し、

百に及ぶほどの高僧が、声をそろえて経偈を讃歎します。

西方浄土の風は、この道場から吹き（このような法会の場合こそが西方浄土のようであり）、

『法華経』の説く一乗の教えは、おのずから開き示されます。

この法会の功德によって、

内親王をお助け申し上げます。

秋霧（煩惱）を、五障を留める関所に払い去り、

晓月（仏の悟り）を、自覚・覚他・覚行の三相の道に高く懸けてください。

一切衆生を限りのない悟りの世界へ導き、

皆ひとしくさとの境地に至らせてください。

敬って申し上げます。

天曆十一年七月廿三日 別当大納言^{〔高明〕}

〔付記〕

本稿は、二〇二三年日本学術振興会特別研究員奨励費（課題番号・22K2112「慶滋保胤の願文の研究」）の成果の一部である。

（こにし・ようこ 本学博士後期課程・

日本学術振興会特別研究員）